

平成21年第3回京丹波町議会定例会（第4号）

平成21年 9月25日（金）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 京都地方税機構議会議員の選挙
- 第 4 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
- 第 5 議案第83号 京丹波町介護療養型老人保健施設の開設に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 6 議案第84号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第85号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第86号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第87号 京丹波町国民健康保険病院及び診療所使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第88号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第89号 京丹波町水道事業加入分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第90号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）
- 第13 議案第91号 平成21年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第92号 平成21年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第93号 平成21年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第94号 平成21年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第95号 平成21年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第96号 平成21年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第97号 平成21年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第98号 平成21年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）

- 第21 認定第 1号 平成20年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 認定第 2号 平成20年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 認定第 3号 平成20年度京丹波町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第24 認定第 4号 平成20年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第25 認定第 5号 平成20年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第26 認定第 6号 平成20年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第27 認定第 7号 平成20年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第28 認定第 8号 平成20年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第29 認定第 9号 平成20年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第30 認定第10号 平成20年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第31 認定第11号 平成20年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第32 認定第12号 平成20年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第33 認定第13号 平成20年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第34 認定第14号 平成20年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第35 認定第15号 平成20年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第36 認定第16号 平成20年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第 3 7 認定第 1 7 号 平成 2 0 年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業決算の認定について
- 第 3 8 議案第 9 9 号 平成 2 1 年度 ため池等整備事業 天満宮大池改修工事請負契約について
- 第 3 9 議案第 1 0 0 号 平成 2 1 年度 町営中型バス新車購入契約について
- 第 4 0 議案第 1 0 1 号 平成 2 1 年度 町営小型バス新車購入契約について
- 第 4 1 発委第 2 号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 2 発委第 3 号 食料・農業・農村政策に関する意見書
- 第 4 3 請願第 2 号 政府に計画どおり備蓄米の買い上げを行うよう意見書の提出を求める請願書
- 第 4 4 特別委員会報告
- 第 4 5 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席委員（15名）

- 2 番 坂 本 美智代 君
- 3 番 山 内 武 夫 君
- 4 番 畠 中 勉 君
- 5 番 今 西 孝 司 君
- 6 番 東 まさ子 君
- 7 番 小 田 耕 治 君
- 8 番 横 山 勲 君
- 9 番 西 山 和 樹 君
- 1 0 番 山 田 均 君
- 1 1 番 室 田 隆一郎 君
- 1 2 番 篠 塚 信太郎 君
- 1 3 番 吉 田 忍 君
- 1 4 番 野 口 久之 君
- 1 5 番 野 間 和 幸 君

16番 岡本 勇 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

町 長	松原茂樹君
副町長	上田正君
教育長	寺井行雄君
会計管理者	岡本佐登美君
参事	田端耕喜君
瑞穂支所長	野村雅浩君
和知支所長	藤田真君
総務課長	谷俊明君
監理課長	山田洋之君
企画情報課長	岩崎弘一君
税務課長	稲葉出君
住民課長	伴田邦雄君
保健福祉課長	堂本光浩君
子育て支援課長	山田由美子君
地域医療課長	下伊豆かおり君
産業振興課長	久木寿一君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	中尾達也君
教育次長	野間広和君
監査委員	人見亮君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	長澤誠
書記	石田武史

開議 午前 9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、平成21年第3回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、2番議員・坂本美智代君、3番議員・山内武夫君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日、町長提出議案、委員会発議の追加があります。本日、本会議終了後、全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんよろしくお願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、京都地方税機構議会議員の選挙》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、京都地方税機構議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名については、議長において指名することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

京都地方税機構議会議員に、野口久之君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した、野口久之君を京都地方税機構議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した、野口久之君が京都地方税機構議会議員に当選しました。

ただいま、京都地方税機構議会議員に当選された、野口久之君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

《日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長(岡本 勇君) 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 一点お尋ねをしておきたいと思うんですが、職歴を見ますと平成18年4月から現在まで南丹市立園部第2小学校の非常勤講師ということで勤められておるといことなんですが、人権擁護委員ということで、人柄等について何も意見はないんですが、この人権擁護委員の仕事と現在勤められております学校の講師でございますけれども、関係で支障があったり、そういうことはないのかどうか、その点だけお尋ねしておきたいと思えます。

○議長(岡本 勇君) 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長(岩崎一弘君) ただいまのご質問でございますが、兼職については何ら問題はないということでございます。

○議長(岡本 勇君)

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 済みません、兼職というよりも勤務と人権擁護委員の仕事との関係ですね。当然、仕事休むような場合も当然起こってくるだろうし、人権擁護委員としての職責を全うするためには、講師としての勤務されておるところとの調整とかそういうのも必要になるのかわかりませんが、その辺のことについて特に問題はないのかどうか。その点だけちょっと調整ができるのかどうかということをお願いします。

○議長（岡本 勇君） 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長（岩崎一弘君） 人権擁護委員さんの主な仕事につきましては、正しく窓口の相談ということで人権相談がございまして、現在の状況では大体毎月1度くらいが回ってくるということを聞かせていただいております。ただし、仕事の内容によって例えば相談日に支障があると、ほかの仕事で支障があるというところについては、ほかの委員さんとのローテーションでうまく相談が行われておるといふうなことでございますので、支障はないというふうに聞かせていただいております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について原案の推薦者を適任とし答申することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は原案の推薦者を適任とし、答申することといたします。

《日程第5、議案第83号 京丹波町介護療養型老人保健施設の開設に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第5、議案第83号 京丹波町介護療養型老人保健施設の開設に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 提案になっております議案83号、和知診療所の一般病床を介護療養病床にということに伴う関係条例の改正ということになっておるんですが、特に今度の場合に診療所長とこの療養型の保健施設長というのを兼ねるといふことでもあるわけでございます。また看護師長についても診療所とそして老人保健施設と兼ねるといふことになるんじゃないかと思うんです。初めてのそういう施設でもありますし、聞いておりますと午前中診療所の診察をし、また、訪問診察、そして帰ってきて施設の入所者の診察ということをお聞きでございます。非常に中身としてはハードと言いますか大変なことやと思うんですが、その辺については今回の管理職手当に関する条例、特殊勤務手当に関する条例ではありますが、その辺については非常に負担が大きいとそういう話もお聞きでございますけれども、特にそういう問題はないのか、十分こなせるということなのかどうか、ちょっとお尋ねしておきま

す。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 施設基準上の人員の配置もございますし、中村所長とも十分お話をさせていただいて、現在の非常勤のドクターにも引き続きお世話になりながら運営をさせていただきたいと考えております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 当然そういうことだと思うんですけど、いわゆる仕事の量が非常に当然増えるわけですから、これまで以上に、そういう負担が大きいという話も聞くんですけど、そういう心配はないのか。どうしても一人の医者に負担がかかる常勤の場合はね。非常勤にきていただくということもあるわけですけど、その辺で言うと例えば京丹波町病院と医者が増えたと行きますと、そんなことも直接この分担の問題はあれかもしれませんが、そういうことはあるのかどうか、ちょっとあわせて伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 現在のところ京丹波町病院の方の医師の数もぎりぎりといったところがございますし、夜間は1名のドクターが当直をしておりますので、かわりに診療所に詰めるというようなことはできないと考えておりますので、現状のまま待機という状態で中村所長にお世話になる予定になっております。

○10番（山田 均君） ということは、負担が非常に大きいとか、今の体制でこなしていただけると、そういう体制だということで受けとめておいていいのか、改めて伺います。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 先生ご自身の健康管理も大変重要になってまいりますけれども、現在のところ中村所長とのお話し合いの中で非常勤の先生に引き続き協力を得ながらやっていけるといふふうに伺っております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第83号 京丹波町介護療養型老人保健施設の開設に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、反対の立場から討論します。今回提案をされてます条例は、課設置条例や管理職手当、特殊勤務手当に関する条例の改正、また「診療所及び介護療養型老人保健施設」に改めると、こうなっております。

提案理由にもありますように、今回の条例改正は和知診療所のすべての一般病床19床を介護療養型老人保健施設を開設して、すべての病床を介護療養型に移行に伴う関係条例を整理するものですが、一般病床を残してほしい、介護認定されなければ診療所が近くにあっても入院できないなど不安が広がっています。特に和知地域は高齢化率が40%を超える地域もあり、経営改善が目的とは言え、納得と合意はできていませんし、安心して暮らしたいと願う多くの住民の願いに反することとして、一般病床を介護療養型老人保健施設への療養病床への移行に反対しました。当然、それに伴う条例改正として提案されたもので同意できません。また、関連する議案として議案第87号も提案されていますが、あわせて反対をするものでございます。

○議長（岡本 勇君） これで討論を終結いたします。

これより議案第83号を採決します。

議案第83号 京丹波町介護療養型老人保健施設の開設に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第84号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 議案第84号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 提案になっております職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、添付してもらっております新旧対照表を見ますと、給料の調整額ということでこれまでこの7条関係で100分の25を超えてはならないというのが、100分の50を超えてはならないということで、25を50ということで、手当を引き上げるということになると思うんですが、具体的にこうした場合にですね、どういう自体が起こるのかと、一体どれくらいこの引き上げをされるのかと、特に対象となるのがお医者さんでございまして、そういう面では非常に医者確保という面では難しい、そういう側面を持っておられるわけでございますが、基本的な考え方としては医者に対する町の職員でございまして当然給与表と

いうのに基づいて給与を払うということと合わせて、ここにあります調整額が支払われるということになっておるわけでございます。その辺の基本的な考え方と、京丹波には京丹波病院もあるわけでございますけど、それで仕事の中身がそれぞれ違うわけでございますけど、どれくらいの医者に対する手当というんですか、給料を払うという考え方なのか伺ってみたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 今現在考えておりますのは、今回の介護療養型の保健施設の施設長を兼ねていただく医師に対してのみ、月額20万円プラスの手当を支給するという考え方でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 条例ではそういうことになるんですが、今払ってる金額の上乗せということになるんですが、職種の関係ということもあろうかと思うんですが、現在あります京丹波病院の院長と比べてどうなるのかということも出てくると思うんですけど、その医者同士の不団結を生まないように考えていくということも非常に大事やと思うんですね。あしたから私、よろしいわとこう言われたら医者がいなくなることも片方では起こるわけでございますので、その辺の考え方もある程度しっかり持ってやっていかなという問題もあります。

それから、調整手当と言いますか、医者に対するそういうものに対していわゆる国の助成と言いますか、交付税算入があるんだという話も聞くんですが、そういうことはあるのかどうかということと、それからそういう国の一定基準というのも踏まえてこういうのは考えておられるのか、改正されていくということ、それはあくまでも町の独自の考え方ということなのか、あわせて伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 例えば、病院の院長でございますと、改正前の条例の満額を支給しておるといってございまして、今後については100分の25上乗せをさせていただく改正でございますので、可決いただけましたらまた柔軟な対応も必要かなというふうに考えておるところでございます。

その部分が交付税算入でどのように措置されているかということは、人件費について措置されておるといような細かい算定基礎はないように、私としては思っております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 町長にお尋ねをしておきたいと思うんですが、委員会なんかでも一定の説明もあったようでございますが、実際に先ほどもお尋ねしておったように診療所とそ

して今度できます施設の所長と、訪問診察というようなこともやっていただいておりますということからすると、非常に確かに仕事の中身としては激務だと思っておりますけれども、それがそういう報酬と言うんですか、給与にあらわれるということも一つあるかと思えます。しかし京丹波の病院としては町長の言われるように、京丹波町病院を軸としながら診療所や近隣医療機関との連携ということもよく言われるわけがございますけれども、そういう点から言いますと、やはり町としての考え方もしっかり持って対応していくということも大事だと思うのと同時に、やはり国や府に対してもそういう支援をしっかりと求めていくということも非常に大事ではないか。政権もかわりましたんで、構造改革路線からやっぱり地域医療という問題についてもいろいろこういう取り組みの方向も議論されておるわけがございます。やはり市町村が声を上げていくということも非常に大事だし、本当に京丹波にとって医療施設というのは非常に大事でございますので、その辺の考え方、また医者に対するそういう対応の問題、診療所の医師がいわゆる診療所から大江病院に行った関係もお尋ねしたことがあるんですが、やっぱり町長と医者との関係もやはり意思疎通ができるようにしておくということも、これもまた大事だと思っておりますけれども、その辺のことも含めてどのように考えておられるのか、伺っておきたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 医者の確保というのは私とこの町だけのことではございませんので、今おっしゃいましたように、全国的に医師不足というのは今大きな課題になっておるわけがございます。これは気がついたからといって一挙に解決するものではなく。やっぱり5年とかそれ以上の期間を要しながら、ドクターの養成ということになるんでしょうし、京都府は前々から申し上げておりますように、全国でも非常に7,700人という多くのお医者さんがおいでになるというところで、よそから見ると非常に恵まれている。しかし、その中でも地域間格差というのは出ているということだろうと思えますので、これは政権もかわったことでございますし、どうそれを配分していくかということでありましょうが、先般、厚労省が出しました研修医の定員上限を押さえるというか、そういうものを設けていくということになると、更に京都府は減るということになるのが現実だろうという認識でございます。いづれにいたしましても、国、府のそうした全国の医師不足をどう解決していくかというのは、大きな課題だろうというふうに思えますし、そういうことを思いますときに、当然、町とドクターの意思疎通というのは図っていかなければなりませんし、今もそのことに務めさせていただいております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第84号を採決します。

議案第84号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、
原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第85号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第7、議案第85号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 町長にお尋ねしておきたいと思いますが、今回、電気自動車に対する税を減免をしようということで提案になっておるわけでございますけれども、今、非常に地球温暖化の問題を初め、こういう取り組みが非常に大事になっておるんですけど、自治体においては公用車をですね、こういうものを導入するということもあるわけでございますけれども、以前そういうことに対しては考えていないということもあったんですが、非常にそういう面ではまた補助の対象というのもまたふえてくるんじゃないかと思うんですけども、町としてはそういう公用車に電気自動車などを導入しようというそういう考えはあるのか、ないのかどうか。今年といわず来年とかいうことも含めてですけども、その辺のちょっと考え方だけ伺っておきます。

○議長(岡本 勇君) 松原町長。

○町長(松原茂樹君) 今、世の中がエコに向かっておるところでございますし、やっぱり地球温暖化CO₂の排出規制、さまざまなことから考えますと行政としては率先してハイブリッド、あるいはまたこうした電気自動車へ移行する努力をしていく必要があるんじゃないかと思っております。

○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。

○10番(山田 均君) 再度お尋ねしておきたいんですが、それらに移行しようという考え

方だということなのですが、当然、自動車そのものは高いわけですが、行政が率先してそういうものを導入して、住民にも啓蒙していく。そういうことにもつながると思うので、ぜひそういうところへ一歩踏み込んでいく。すべての車がというわけにはいきませんが、やはり何台かやっぱり町としても導入して、そういう効果も大きいと思うので、ぜひそういう取り組みに一歩踏み出していくということが大事だと思うので、改めてもう一度伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 時期の問題もあるわけですが、先ほど申し上げましたように、そういう姿勢を見せていく。そして、全体、車関係だけではなく、すべてのことがそういう思いでまちづくりが進められていくことが肝要だというふうに思っていますので、姿勢としては持ち続けていくべきだと思っています。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第85号を採決します。

議案第85号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第86号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第8、議案第86号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより、議案第86号を採決します。

議案第86号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案の

とおりに決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第87号 京丹波町国民健康保険病院及び診療所使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第9、議案第87号 京丹波町国民健康保険病院及び診療所使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより、議案第87号を採決します。

議案第87号 京丹波町国民健康保険病院及び診療所使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(多数 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手多数であります。

よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時28分

再開 午前 9時47分

○議長(岡本 勇君) 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

《日程第10、議案第88号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第10 議案第88号、京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

15番、野間君。

○15番(野間和幸君) 二つ、三つお尋ねをしたいというふうに思ってます。この料金統合に向けまして、やはり高齢者世帯がこの地域は大変多いということ、それに特に和知地域が

自然流水と言いますか、それぞれの水源を確保しながら共用されておるといようなところもありますことから、実態としては8立米未満の方が非常に多い実態にあります。これは丹波、瑞穂も同じく8立米未満の方が多くあるわけですが、この統一料金に向けてそういった方々への8立米未満の方々への配慮の必要性があるのではないかとこのことを申し上げてきましたが、今回はそういったことに対する提案がないようですが、そのことについて現在どのように考えておられて、またその配慮を実施されるとすればいつごろに取り組みようとおされておるのかお尋ねをします。

そして、料金統一につきましては町政懇談会等開催いただきまして一定説明をいただいたわけですが、なかなかこれまで23年間という長期にわたって料金見直しをしてこなかったという、そこに大きなつけがあるわけですから、一定住民の皆さんにもご辛抱いただかなきゃならんところもあろうかと思いますが、基本的にはやはり行政として住民の皆さんに十二分に理解いただくような説明が私は必要でなかったかなということも申し上げてきました。特に情報公開の時代にあって、いわゆるホームページで説明、対策やないかいということだけではなかなか住民の皆さんに理解が得られにくいと、そんなふうに思っております。そういう意味で、私自身はもう少し住民への説明が必要であったと思いますが、その点についてのお考えをお尋ねをいたします。

さらに、和知地域では送水管と言いますか、要するに水圧が低いということで13ミリ口径を求められておりますにもかかわらず、20ミリ口径のパイプが使用されて家庭用の用水として利用されておる家庭があると伺っております。このことは新料金体系に移行する前に改善をしていく必要があるのではないかと。改善ができなければ、13ミリ口径の料金体系で調整をする必要があると思いますが、その点についての答弁を求めたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 中尾水道課長。

○水道課長（中尾達也君） 1点目の関係でございますが、ご存じのように京丹波町全体ですけれども、高齢者世帯等も多くあるという状況でございます。和知につきましても当然高齢者世帯が多いわけでございます。この高齢者世帯への配慮というようなところで、提案説明のときにも申し上げましたけれども、75歳を超えるひとり暮らし老人の方につきまして、一定要件がございますけれども、基本使用料の軽減を図りたいというふうに考えております。8立米未満の使用されている世帯、30数%あるわけですが、そこで料金と言いますか、使用水量を引き下げて料金設定というようなところも一定検討はしてきたところでございますが、将来的な財政負担等を考えましたときに、基本料金で何とかその部分を確保したいという思いもございまして、現行の10㎡に引き上げというような形で整理を

した経過がございます。

また、その減免措置等の時期でございますけれども、これにつきましては規則の方にその内容を盛り込んでおくことにしております。今後、規則の一部改正等を行い来年の4月からの適用に向けまして準備をしているところでございます。

2点目の料金改定に当たって住民への説明が不十分であるというようなお尋ねでございます。昨年の町政懇談会の席上で町の方針等をご説明をさせていただきまして、このことは広報等にも掲載をさせていただいて一定の方向性というものはお示しをしたところでございます。今後におきまして、料金改定が正式に決定をいたしましたならば、またお知らせ等を全戸配付を行いましてお知らせをするとともに、料金改定にご理解なりご協力をいただいてまいりたいというふうに考えております。

3点目の水圧等が不足している地域といいますか世帯への口径の増口といいますか、変更等でございますけれども、13ミリ以外で現在20ミリをお使いの件数が46件ございます。このうち公共施設なり公民館とか共同施設とか企業、飲食店等を除きました個人といいますのが17軒ございまして、この個人世帯の口径を増径をされていたという実態ですけれども、これにつきましてはまだ現在のところ把握はしておりません。ただ、議員さんもおっしゃいましたように、どうしても水圧が少なくて口径を大きくせざるを得ないというようなご家庭も中にはあるというふうに聞いてはおりますので、今後調査をいたしまして、どうしても水圧の方が低くて増口径をしなければならないというところがございますなら、対応をしていきたいというふうに考えておりますし、また料金設定の上でどのような設定をしていくかというところも今後協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本 勇君） 15番、野間君。

○15番（野間和幸君） 今、ご答弁いただきまして13ミリ口径については、13ミリ口径でない個人さんが17軒あるやに理解されておるとのことなんですけれども、この個人であれ公共施設であれ、そういった水圧がないことで大きいパイプにしなければならないということであれば、それはやはりそのことについても対応していくべきではないかと思うわけなんですけれども、その点についてのお考えを。

○議長（岡本 勇君） 中尾水道課長。

○水道課長（中尾達也君） 現在統合簡易水道事業の整備を行っております。この統合簡易水道事業の整備といいますのは、すべての水道施設を有事の際に連携といいますか、結ぶことも大きな目的ではありますし、また今言いましたような水圧が不足するような地域への対応ということで新たに配水池を設けたりというような形で、これまでから整備をしてきた経過

がございます。したがいまして、先ほど申し上げましたが口径20ミリメートルでいきますと46件、公共施設も含めてですがあるわけですので、そこら辺の施設につきましてもこの統合の整備事業によって解消されたものもあるというふうに思いますし、そこら辺をまた調査をさせていただいて判断をしたいというふうに考えております。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東 まさ子君） 私は、このいただいております産業建設常任委員会に示されました資料のことについてちょっとお聞きをいたします。今後の見込みの和知地区の分ではありますが、21年から30年度までの1年間平均ということで示してありますが、これの現行体系で今後の水道料金見込みとして9,100万円上がっておりまして、18年度の水道料金が9,300万ということであり減少しているわけではありますが、これはどういう見方をされているのかお聞きをいたします。

それから、19年度と20年度の決算の資料もいただいております、決算資料を見てきたらよかったです、この19年度20年度それぞれ決算は黒字がどんだけあって、基金がどのようになっているかということ。

それから次の町全体の今後の見込みということで、1,500万円の利益が生まれるというふうな試算がされているわけではありますが、これはこっだけ年間1,500万円の黒字を10年間積んでいくとすれば、1億5,000万円の利益がたまっていくわけではありますが、これについてはどうなのか。こっだけ今、厳しい暮らしの中で毎年毎年1,500万円の黒字を出していくようなその料金設定が必要なのか。あるいはまた、8トン以下の利用世帯が30%以上あるということでありましたので、もう少し基本水量を10トンというのを8トンに下げて、それと和知も20数年間見直しがされていないということもありますので、今の1,400幾らでしたかいね、それをある程度見直しをして、丹波・瑞穂の2,675円というそういうところまで水準を持っていかなくて、全体的にもっとその利用実態に合った水道料金にする、あるいはまた節水すれば、節水した分が自分の利用料金にはね返るというか、そういう考え方をすべきではないかなと思うんですが、この1,500万円毎年黒字を積むのをもう少し減らし、そういう8トンに基本水量を変えて安定的な水道給水、あるいは運営していくというそういうことも京丹波町全体で考えるということは今急がなくても、今、即今日提案議決ということではなくもっと慎重に考えていくことも求められているのではないかなというふうに思いますがいかがですか。

○議長（岡本 勇君） 中尾水道課長。

○水道課長（中尾達也君） 1点目の和知地区の水道料金の現状でございますが、18年度の

水道料金は9,300万円ございましたが、今後の水道料金見込みということで、現状でございますが9,100万円と減額になってございます。特段この原因というものはございませんし、年次的といたしますか、使用水量がそれぞれ落ち込んだというような形で水道料金の方も減額になったということでございます。

2点目の、町の決算状況の中での基金等の件でございますけれども。

○議長（岡本 勇君） 暫時休憩いたします。（質問をもうちょっとわかりやすく所管をしておこな、受け答えが難しいかわかりまへんで。よろしくお願ひします。）

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中尾水道課長。

○水道課長（中尾達也君） 平成19年度ですけれども、9,670万円の積み立てを行っておりまして、また、ちょっと数字の方ははっきりしませんが、取り崩しの方も行っている状況でございます。また20年度におきましても6,074万円の積み立てをいたしておりますけれども、トータルしますと減額の58万円というふうになってございます。

それから3点目ですけれども、今後の見込みとしまして、毎年1,500万円の余剰金があるということでございますが、将来的に、整備をしましてまいりました施設それらの修繕等に当然蓄えるべきものでございまして、それらの財源としまして余剰金につきましては積み立てをしましてございます。

○議長（岡本 勇君） 5番、今西君。

○5番（今西孝司君） 産業建設常任委員会では、この値上げに反対をしたわけですけれども、説明を聞く中で合併協議会等で審議をされたということを根拠に今回大幅な値上げをされているわけですけれども、合併協議会の中でどのような審議がされたか詳しいことはわかりませんが、この合併以来、今日まで4年間を経過しておいて、4年経過した時点で急に水道の大幅な値上げが提案をされるということには問題があると僕は思います。やはり4年間これまであったんですから、細やかな段階的な値上げというものをやって、住民に負担がかかりにくいような方向性を提案するべきであるというふうに私は解釈します。この値上げというのは、何も水道料金だけの値上げではなくて、国保の値上げも行われましたし、またこの次には下水道料金の従量制による負担がかぶさってくるということもあります。住民にとっては出る財布は一つなわけでありまして、ここから負担が別個にするというわけではなく同じ財布から出ていくのですから、余り急激な値上げということは私は行政はやるべきでは

ないというふうに思いますし、公共料金というのは極力低額に抑えて住民の負担を軽減していくということが大切であるというふうに考えておりますので、やはり値上げは私は思いとどまるべきであるというふうに思っております。その値上げをしなければ和知の水道が維持できんで、行政は手放さなきゃないというようなことを言う人もありますんで、行政が水道を手放したら、行政の本来最も大切な仕事を放棄することになるということでもありますので、その点よくわきまえてやらなんだらあかんということでもあります。75歳以上の所得の少ない人は軽減をすとかいうようなことを言われておりますけれども、75歳を境に生活が苦しくなるというそんな根拠は何もありませんので、若い人でも生活に困窮しておる人はあるんで、やはり生活を守っていくという意味で私はこういう公共料金は極力低額に抑えるべきだというふうに考えますけれども、そこら辺はどのように考えておられるのか、もう少し詳しく説明をしていただかなければ私は納得ができませんので、その点よろしく願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 中尾水道課長。

○水道課長（中尾達也君） 今西議員からのご質問でございますけれども、合併協議の中で水道料金については合併後に統一というような方向が出されて協議が整ったということでございます。今回その料金改定を行うということに当たりましては、公共料金について新町になりまして、そのあり方というものを審議会でもご審議をいただいたという経過もありますし、また事業自体が平成13年から順次実施をしてきたという経過から、その負担といえますか、これまで整備してきた部分の負担というものが将来的に今乗っかってくるというようなことで、料金改定をせざるを得ないという状況になったということで今回の改定に至ったということでございます。

それから公共料金、水道料金なり下水道料金等もありますけれども、一つはまず負担の公平性というものもございまして、いつまでも一つの町でありながら料金体系が違うというようなこともどうかということもありますし、また広く公平性が保てるような料金体系にするというのも今後の下水道につきましても課題であろうかというところから、料金改定の方向が示されているところでございます。

それと高齢者世帯への配慮というところで、この75歳という部分に設定をしたわけでございますけれども、水道事業としましては料金収入でもって事業の運営を行っておりますので、その運営に必要な料金が確保できないということにもなりませんので、一定値上げをさせていただきますけれども、ある程度の部分は還元をすといえますか、高齢者の方に還元をしていくと、減免をすというような形での設定ということでご理解いただきたいと思

ます。

○議長（岡本 勇君） 5番、今西君。

○5番（今西孝司君） 同じ町内で料金に格差があるということは、それは改めていかなければならないと思うんですけれども、料金を統合する、統一化するということは、低い方を高い方に合わせることだけがこれは統一ではないと思うんですね。先ほどからも出ておりますように、8立米を基本水量とするということも、全町に水を使うのを始末してでも何とか生活のやりくりをしていきたいという方はたくさんおられると思うんで、そういうこともいろいろ審議をしていていただきたいのと、それと合併協議会なんかでもこれを審議されたと思うんですけれども、本当に75歳を境としてその世代で生活に困窮しておられる方の意見とか思いをどれだけ聞いてそれが反映されておるかというたら、私はそんなことは皆無であるというふうに思うんですけれども、そこら辺はやはり意見を聞かないと、現役でやっておられる方をそういう審議会の委員として、やっておられる方の意見ばかりを反映させたのでは、本当に住民の意見が反映されているとは私は思えないというふうに思うんですけれども、そこら辺の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 中尾水道課長。

○水道課長（中尾達也君） 料金設定の考え方ですけれども、高い料金に合わせにいったという考え方は全くございません。必要な料金体系をつくる中で、どうしても確保しなければならぬという額に見合った料金収入を求めていった結果が今回の改定の部分だというふうに考えております。

また、料金の改定に当たりまして高齢者からの意見をということでございますけれども、公共料金等審議会の委員さんにはいろいろと有識者がそろっておられますし、高齢者の実態とか状況なんかも細かく熟知をされている方がいらっしゃいますし、そういったことから特に高齢者にとということ考え方をお聞きしたわけではございませんけれども、十分そこら辺の実態等も把握できる内容であったというふうに理解しております。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東 まさ子君） 今後の見込みの町全体のところですが、これ現行体系のままでも21年から30年度まで黒字は生まれなくても、差し引きゼロで運営できていくというようなことが示されているわけでありまして、その横にいろいろと既存住宅団地でありますとか企業の新規給水1億1,600万円増収見込みとされておりますが、昨年の説明会ではグリーンハイツの皆さんがこの事業に入ってくるということで、多分2,000万円ぐらいの増額になるというふうなことを聞いたような気がするんでありますが、1億1,600万円

たとえば大変たくさんの方々の新たな増収を見込んでいるということでもあります。そういう点では企業の新規給水でありますとか、そういうものが大変重要なウエートを占めてくるのではないかなというふうに思っております。地方債の償還も30年がピークということをお聞きしまして、これは30年度までの推計をもとにした1年間の平均でありますので、何とかこの町が示しているような増収が見込まれたら、今の料金のままだでもいけるということが示されているわけでもありますので、この1,500万円見込んでいるような大幅な値上げは実施されなくてもいけるということは明らかでありますし、そういう点ではもっとこれから進めていく事業なんかについても十分検討していくべきではないかなというふうに思っております。どうですか。

○議長（岡本 勇君） 中尾水道課長。

○水道課長（中尾達也君） ただいまのご質問であります。今後の見込みとしまして1億1,600万円の増収が見込まれるというところでございまして、グリーンハイツの2,000万円につきましても議員おっしゃったとおりでございますし、今後、既存住宅団地なり企業の新規給水ということでこれだけの増収があろうというような見込みをしているところでございます。

また、現行のままで対応できるのではということもございますけれども、先ほども申し上げましたように、将来的におきましては施設の維持管理、修繕等にまた経費も要してまいりますし、今後、純粋な公営企業という形になってまいりますと、減価償却等も発生をしておりますし、その部分の資金の積み立てといたしますか、そういったものも必要になってまいりますので、そういった点から今後十分対応ができるというものでもございません。また丹波・瑞穂なり和知地区、個々に見てまいりますと、丹波・瑞穂では当然開発団地等がございますので料金収入の方は伸びてまいりますけれども、和知地区におきましては特段伸びる要素がないということでマイナス傾向になってまいります。それらを一つの町として考えた場合に、これだけの料金の改定が必要になってくるということでシミュレーション等をさせていただいて、方向性を示させていただいたところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私も何点かお尋ねをしておきたいと思うんですが、一つは合併協のことが今出ておったんですが、私合併協の協定内容というのを持ってきたんですが、24ページに水道使用料、水道加入分担金、水道関係手数料及び水道メーター検針については、現行どおり新町に引き継ぎ、新町において調整するということになっておるんですけど、だから統一するとは何も書いておらん、調整やから。いろいろと統一もあろうし、それは調

整やから、統一と読み、何もそういうようにいかんで、調整するという事になるとるんやから、それははっきりしとかんといかんと。それは考え方で統一やというような理解をされとるのか知らんけど、文章は調整ということになっておる。それを改めてちょっと確認をしておきたいと思ひます。

それから、統合事業をそれぞれやられておるわけでございますので、本来料金統一をしようということの時点に立てば、それぞれの統一費用が終了したという時点で料金統一という、そういう基本的な考え方でいくべきではないかと。というのは、今もありましたように20ミリのところも和知でしたらあると。それは圧が弱いさかいに20ミリやないかと、これもまだこれから確認と。料金を上げるということを提案しておるわけですから、やっぱり実態はどうやいうことをちゃんとそこはどういう手だてをするんやということをはっきりして提案するのが、当然提案の側としてはそれは責任である。これからまだ行って調整してもらうということではないのではないかという点をひとつ伺っておきたい。

いただいておりますこの資料の19年度のこの経常経費の中のいわゆる水道料金の内訳、19年度はもう既に決算も終わっておるということで、丹波・瑞穂は3億9,312万8,000円ですし、和知は9,160万8,000円とこうなっておるんですが、その下にあります20年度、決算見込みということになってますが、もうこれ確定しておるわけですから、ちょっと改めて丹波・瑞穂は幾らで、これ4億6,952万2,000円は書いてあるわけですから、内訳を教えてくださいたいというのが1点。

それから今後の見込みの関係のところ、1億1,600万円増収が見込まれるとなっておるんですが、当然この数字が出てきておるということは、それに対する根拠があるということなんです、既存のそのいわゆる住宅団地で何戸で、どれぐらいの収入を見込んでおるのかと。企業についても新規給水ということになっておりますが、これは何社でどれぐらい見込んでおるのかと、合わせて1億1,600万円とこうなると思うので、ちょっとその点について伺っておきたいというように思ひます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 合併協議会で今議員がご指摘になった部分でございますが、本来ですと、先ほどからも出ておりますように、それぞれ旧町で料金の体系等については十分調整はされるべきであったというふうに思ひますし、合併を控えてどうあるべきかというのも当然の議論が必要となってくるということでもあります。そういう中で1年半余りの合併協の中で、本来ですとどう統一化を図るかということで、上に合わすか下に合わすか真ん中にするかという議論が当然されるべきだったんだらうと、私はその場において思ひましたけども、いろ

んなご事情でそこには至らなかった。だから新町で調整をする。それは現状のままでは不均衡、強いて言えば公平さに欠ける、こういうところから調整という言葉をどう理解するかというご意見でございましたけれども、私はやっぱり統一に向けて新町で努力をすべきというのが合併協の意見だったという理解でございます。

○議長（岡本 勇君） 中尾水道課長。

○水道課長（中尾達也君） 2点目の統合事業が終了してからで、料金改定はということでございましたけれども、一定統合事業は丹波・瑞穂なり和知地区、それぞれ事業を既に開始をしております、丹波・瑞穂につきましてはその事業の経過の中で将来的に必要な料金ということで既に改定をされておりますし、和知地区におきましても平成13年から料金改定を行っているところでございまして、先ほども申し上げましたが、本格的に借入金等の償還も始まってきたということから、将来的な経営状況を試算する中で料金改定の必要が生じていることから今回行うものでございます。

また、これまでの中で給水の圧が不足をしているところとかいう部分が事前に整理をすべきではということでございますけれども、これまで継続してやっております事業によりまして、水圧が改善されたところも当然あるというふうに思っております。ただその部分の確認といえますか、確定ができていないという状況でございますので、今後そういったところの確認作業も並行して行いたいというふうに考えております。

平成20年度の決算状況でございますが、その水道料金の内訳としまして、丹波・瑞穂地区で3億8,614万1,000円、和知地区で8,338万1,000円というふうになっております。

暫時休憩をお願いします。

○議長（岡本 勇君） ここで暫時休憩といたします。

ちょっと資料を調べる時間もございますし、1時間半が経過しましたので、ここで45分まで暫時休憩といたします。

その前に、本来はこの休憩の時間に修正案が出ておりますので配る予定だったんですけども、もう先に配ってるということでございますので、もうその時間と一緒にあわせておきます。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時47分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中尾水道課長。

○水道課長（中尾達也君） 先ほどの山田議員からのご質問で、将来的な水道料金の見込みということでご質問がございましたが、将来的な水道料金の見込みに関しましては、これまでの過去の有収水量からその将来的な伸びを予測しまして、それでもって使用料金を算定いたしております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 見込みをもってということなんですけど、今20年度の和知の数字を言っていたいたんですが丹波・瑞穂もあわせてですが、19年度は3億9,300万円。和知は9,100万円です。20年度の関係でいくと丹波・瑞穂が3億8,000万円、それから和知が8,300万円、これは結局下がっておるんやね。いろんな不況の影響やとか節水とか、当然そういうこともあるだろうというふうに思うんですが、実際合併の時点と広報でいつも人口が載ってますけども900人減っており、どこを見ても人口が増えるというのはありません、国も含めてですけども。そういう中で過大見積もりをしていくということになると、結果としては料金にまた転嫁をせざるを得んという問題もあると思うんですが、その辺では過大投資をしないということが当然必要やと思うんです。水はないよりあった方がいいということで進められておりますけども、そういう見込みというのは人口が一番大きいわけですけども、されておるのかどうか。企業についても明確にされておるのは増量は1社ですけども、欲しいというのは。それ以外はもうひとつはっきりしてないという中で、5,000トン近い増量要望があると思われる。数字も再評価委員会にも出されてきておる、そういうこともあるんですが、やはりそういうこの見込みをしっかりとった中でどうだということになってくるかと思うんです。

出されておるこの料金の考え方、結局公平性とか言われるけども、例えば20ミリのところやったらこのまま行ったら公平やないと。やっぱり条件が一緒になってこそ公平ということが言えると思うんですけども、料金ばかり公平と言って、条件は実際に高いところは20ミリ、圧が低いから行っておるとそういう状況の中で一気に料金改定をするということではなしに、例えば丹波・瑞穂の場合でも実際に平成10年に簡易水道のこの事業を開始しましたけれども、それ以前から両町がいろいろ協議をして、料金の問題も含めて長い間をかけて料金も統一をしようということになって来てるわけなんですね。今度の場合は合併して、本当に4年の間に統一しようというこういう考え方、そして一番少ない人でも8割近く上がるというような設定の仕方というのはやっぱりどうなのか。また、こんだけ議会でも議論をせんなんという状況なんで、もっと時間と期間をおいて議論しながら料金設定を考えていくというのが本来あるべき姿ではないかと思うんですけども、その辺の考え方についてお尋ねして

おきたい。これは町長の考え方を聞いた方がいいと思います。

それからもう一つは、合併協の町長が調整するというのは統一することやということやったんですが、そうならそのときにはっきり、町長も当時の合併協の委員ですから、主張してここに項目を書いといたらいと思うんですが、結局合併に向けてできるだけそういうことではなしに緩やかな中身にしたということやと思うんですが、それは住民はこういうように理解をしておると、町長は当事者として、いや統一するんやという理解をされておるということかもしれませんが、これは公式に住民に示された中身ですんで、やはりその解釈は住民からすれば、もちろん上がるということも理解する人もあるかもしれませんが、双方の料金を改めてもう一遍見直すということかもしれませんし、それはいろいろな解釈があろうと思うんですけども、そういうことを踏まえて一定の期間と時期とを置いて検討していくということが必要ではないかと思うんです。

それからもう1点は、この料金改定の基本的な考え方で、いわゆる交付税の算入分は入れるけども、あとの費用は受益者負担と皆加入者が思っているという考え方なんですけど、どんどん人口が減っていったら負担はどんどん増えると。そういう考え方ではなしに、例えば交付税という今の制度の中では、基本的にはどこに住んでおっても同じサービスを受けられるようにという交付税の制度なんですけど、やはり一定の部分は交付税も算入されてきておるわけですから、やはり一定の会計への繰り出しもしながらやっていくというのが基本的な考え方ではないかと思うんですけども、その点についてあわせ伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 水道料金の改定の基本的な考え方ということにつきましては、担当課がるる説明を申し上げておるとおりでございます。経過につきましては合併協の中での議論、そしてまた今まさしくご指摘がございましたように、合併を何とかなし遂げたいという皆さん方の思いの中で、短期間で調整できないものについては新町にゆだねるところで決着をつけてきたということだろうというふうに思っております。

そうした中で、さまざま公共料金、水道、下水、その他もあるわけでございますけれども、1万7,200の人口でライフラインをどう維持管理していくかと、それに必要な料金をどう設定するかということでありまして、私は基本的にはどの地域がどうであるかというよりは、町全体でこれから将来に向かってどうその辺が健全に維持できていくか、そのためにはどうすべきなのかということが大事ではないかというふうに思っています。余りにも合併以後、この調整という意味を持ってやるには性急過ぎたのではないかというご指摘でありますけれども、19年の10月から公共料金等の審議会ですら十分にご審議をいただいて、そ

れをもって町政懇談会で一定の方向、あるいは改定の時期、さらに本年もこの9月議会に条例改正の提案をさせていただき予定でその中に盛り込まれる内容等も、特に対象となります和知地域ではご説明を申し上げてきたところでございます。今意見を出されておりますように、これが世帯あるいは基本料金の問題、そういうことを十分配慮しつつも、将来安定的に今やっておかなければならない改定というのは理解をいただいたんではないかと思っております。これを1年1年おくらせていくことによって、先ほどから示しておりますように改定しても和知の簡易水道を取り上げてみましたときに、なお1,000万円というのは全体の中から埋めていく必要がある。先般も申し上げましたように、1年間で大体850万円前後の減収といたしますか、そういうものが如実に出てきておる。おくらすごとに、それだけのものは町民全体の負担につながっていくということでもありますので、交付税算入のお話もいただきましたけれども、これは全般的にこの会計にかかわらず広く薄く全体の負担をできるだけそうしたものを入れながら抑えていくというのは、これは当然のことながらの行政の仕事だろうというふうに思ってますし、そのことは現在もその思いで努めさせていただいておるところでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

先ほどもちょっと申し上げましたが、本来、この時間に修正案が出ております。それを配るわけなんですけれども、前もって目を通しておきたいというお方もあったようでございますので、事前に配付をしております。その件につきまして、これから審議をさせていただきたいと思えます。審議の経過によりましては、原案とか修正案とかちょっといろいろ出たり入ったりをしますんで、できるだけゆっくりとは進めたいと思うんですけれども、そのような中で討論をもらったり賛否をとったりということとさせていただきますので、その点よろしくお願いをいたしたいと思えます。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時59分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案に対しては、野間和幸君ほか2人から、お手元に配りました修正の動議が提出されております。これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

15番、野間君。

○15番（野間和幸君） それでは、ただいま提出いたしております議案第88号の一部を修正する案につきまして、提案説明を行いたいと思えます。

議案第88号は、本町発足に当たりまして協定項目の一つとして合併協議にかけられました速やかに調整し水道事業を運営することが望ましいとの合意を受けまして新町に引き継がれたものであります。合併後改めて審議会を開催され、答申に基づき料金統一がされるものであります。さらに一定緩和措置を設けながら料金統合をしようとするものであります。和知地域におきましては前もってご理解いただきたいと思いますが、幸いにして地域性として豊かで清涼な水に恵まれていた地域が多くあったということから、水道料金設定の際にも高額な料金設定では理解されにくかったということ、さらに政策として住民が等しく享受するものは安価にて供給していこうという代々の執行者の願いが込められて、今日まで継続されてまいりました。

これまでに積み上げられました基金によりまして料金改定を抑えることができたが、現行料金は先ほどの説明にもありましたように、昭和61年の改定以降、消費税導入に伴う料金値上げが行われたのみであり、人口減少と高齢化による使用量の減少で基金の枯渇が既に目の前に来ている状況でございます。さらに統合・改良工事による工事費の将来負担が運営をさらに困難にすることは明らかであり、料金統一はやむを得ないものと考えております。23年という長期にわたる料金据え置きと合併後4年を経過する状況の中でありますゆえに、審議会の答申に基づく改定を即座に実行されることを望まれている方が多くあることは承知をしておりますが、怠慢とはいえ料金改定がまさに大幅であること、二つ目には2段階による激変緩和措置では、段階的とまでは言えないことなどにより13ミリ口径のみ原案より1年延ばして、3段階による料金緩和措置をお願いするものであります。

詳細につきましては、原案の附則第2項中におきまして、13ミリ口径のみ平成22年4月1日から23年3月31日までの1年間を、原案では2,205円の軽減措置とされておりますところを1,890円に、2年目であります23年4月1日から24年3月31日までの1年間を、原案では基本料金である2,625円に統一されようとしておりますものを、もう1段階ふやし2,205円とするものであります。3年目であります24年4月1日から、ようやく基本料金の2,625円に統一しようとするものでございます。

昨年来急速に冷え込む雇用状況には、いまだ回復の兆しが見えませんが、経済不況から脱出できない中にありますゆえに、一地域のみの負担軽減は公平性を欠くこととなりますし、さらに丹波・瑞穂地域の皆さんには今後2年間は料金格差が残されたままとなります。さらに財源としての使用料金にも多額の影響が出ることとなりますが、町内3地域の中でも特に高齢者世帯が多く、水道使用料もできるだけ節約されている実態もありますことから、修正動議にご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） これより、修正案に対する質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 今説明をしていただいたんですが、例えば別表1の13ミリの基本料金の2,625円とあるのを1,890円にということで、それぞれに16、20とあるんですが、提案になっておりますさきの料金改定は2,205円となっておりますが、差額は例えば町が提案を先にされておるのは420円ですが、今回は修正案としても735円の差があるんですけど、そういう考え方は、例えば2,625円の何割というようにされたのか、4,620円の何割とこうされたのか、ちょっとその辺の基本的な考え方はどうなのかということ。

それから、13ミリについては3年間でということで、あとは22年から23年ぐらいの期間、1年だけとこうなっておりますが、ちょっとその辺の考え方について伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 15番、野間君。

○15番（野間和幸君） 今回提案しております修正動議の中身につきましては、町が735円の値上げをすところを420円、そして次年度に315円で、次420円値上げするというものでありますが、その考え方として基本的に和知水道料金の8立米というものを値上げをしなければ基本的には運営ができないということがありまして、まずはその部分の値上げが必要であるという考え方。そして次は料金統一ということを私自身は是としておりますので、10立米に向けて段階的に値上げをしていくという考え方の中でやりましたが、3等分という考え方、あるいはワン、ツー、スリーという考え方もありましようけれども、消費税抜きの金額をどのようにするかという観点から420円、315円、420円という値上げに至ったところであります。そして13ミリだけをという考え方につきましては、基本的に個人の家庭の使用料の軽減措置が私は特に必要ではないかと考え、13ミリ口径のみという激変緩和措置をお願いするものでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 13ミリの一般家庭の分について、3年間で2,625円の基本料金に引き上げていくというそういう修正案が出されておるんですが、16ミリとか20ミリ、先ほど出てましたように一般家庭でも水圧の低いところは20ミリで行ってるところもあるわけでございますけれども、当然営業という方と、それから一般家庭ということもあるわけでございますけど、基本的にはそういうことを考えれば同じように3カ年とか、またそういうことも必要かと思えますし、また実際に高齢の中で先ほどもありましたように、和知の場

合でしたら8トン以下の方が3割以上ある。3分の1はもう8トンまでという方が多いわけ
でございますけど、そういうことを踏まえると、当然一つの区切りとして8トンというのを
設定してもいいんじゃないかと思うんですけども、その辺の考え方はなかったのかどうかと
いうことを伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 15番、野間君。

○15番（野間和幸君） 私も今先ほどの質疑の中でお尋ねいたしましたように、個人でも1
6ミリ、あるいは20ミリの方がいる。それは自分が望んでということではなしに、いわゆ
る水圧の関係でそうせざるを得なかったというふうにお聞きしておりますので、その分につ
いてはしっかりとした調整がされることを望んでおります。

さら8トンについては考えられなかったのかというお話ですけれども、本来水道料金につ
いては審議会がしっかりご審議いただいた中で基本料金が設定されたわけですけれども、8
立米については私自身も考えなかったわけではありませんけれども、この短期間の中でその
分についてまでいわゆる財政見通しも含めた調整がとてできない。今回は私自身の考えと
しては附則の部分だけご無理をお願いして、丹波・瑞穂地域の皆様のご理解を得たい、そ
ういう思いで提案をさせていただいたところです。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） もう1点伺っておきたいんですが、この料金問題というのは、結果
として高いところへ合わせるということになっておるんですが、京丹波全体としてこの水道
料金をどう考えるかということ。引き続く下水道の従量制というのも提起されておるわけ
でございますので、やはり審議会というのは町の審議会として設置されたものでありますから、
議会として独自に検討するというそういうものも一定の期間をもってやる必要もあるんじや
ないか。例えば特別委員会を持ってそういうあり方をどうするかと、京丹波全体の水道料金
をどうするかという中で、和知の料金はどうだというようなそういう検討も本来あるべき姿
ではないかと思うのですが、その辺についてどうかというのと、もう一つは我々、町長も含
めてですけども、任期間近に控えた時期なんですね。やはりこういう料金問題については一
定の時間、期間、そういうものも必要だと思うんですが、実際早くから説明したと言われま
すが、料金設定は確かに言われましたけども、中身については具体的に示されたのは今回が
初めてでございますので、それを受けて議会として、議員としてどうするだということは問
われてくるわけでございますけど、そういう点を考えると、新しい体制の中で一定の時間を
とって検討するというのも必要ではないかというふうに思うんですけども、その辺につい
ての考え方もあわせて伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 15番、野間君。

○15番（野間和幸君） 当然議員は、いわゆる町長部局から提出されたものをチェックするだけではなしに、しっかりと政策提言していくことも必要でありますので、ぜひとも次期議員に頑張ろうと思われる方はそのことを十分認識して取り組んでいただきたいなとそんなふうに思っております。今任期中にということにつきましては、今も申し上げましたように長期間、丹波・瑞穂の皆さんから言わせれば、長期間水道料金の見直しを放置してきたのではないかというふうに見られる方もあろうというふうに思います。基本的には考え方の違いが料金設定の中にあったということだと私は思っておりますが、合併した以上、このまま長期間放置する中で料金設定をするのはいかななものかという観点の中から、料金統一はできるだけ早く進めることが大切ではないかというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

（多数発言）

休憩 午前11時15分

再開 午後 1時00分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

修正案に対しての討論をまず行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第88号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の修正案について、反対の立場から討論いたします。

ただいま提案された修正案では、附則にある経過措置が2年で、丹波瑞穂の料金である10立米、2,625円にする議案に対して、3年間で10立米、2,625円に引き上げようとするものであります。

そもそも水道料金の引き上げは、公共料金審議会が出された水道料金で補う範囲を人件費を含めた維持管理費と資本費、借入金などとし、受益と負担の公平さと町の一体性の観点から料金体系を統合する内容を根拠にして提案されているものですが、使用者負担の激変を招かないように配慮することや経過措置を設けることも提案されておりますが、住民生活に大

きな影響を及ぼすことは明らかであります。

和知地域では、基本料金を8トンで1,470円とし、23年間余り、消費税の上乗せ以外は引き上げはされておられません。見直しが必要であることは理解できますが、和知地域では8トンまでの使用者が、平成19年の資料では33.7%、3分の1の住民が基本水量の8トンまでとなっています。こうした状況を考えれば、合併したことをもって、受益と負担の公平性と町の一体性の観点から、料金体系を統合する一方的な押しつけをするのではなく、時間と一定の期間を設けて、料金体系を京丹波町全体も含めて検討していくべきであります。

住民の代表機関と言いながら、議会への説明も不十分ですし、議会も特別委員会などを設置して、いろんな角度からの検討が必要であります。町長、議員も任期を間近に控えた時期に決定するのではなく、新しい体制の中で検討すべきであることを申し上げて、修正案への反対討論といたします。

また、議案第89号についても、料金とあわせて検討すべきである点を指摘し、反対を表明しておきたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 5番、今西君。

○5番（今西孝司君） 私は、ただいま提案になっております京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例に対する修正動議に、賛成の立場から討論を行います。

合併協議会で審議をされたことを根拠にして、今回、和知地域の水道料を丹波瑞穂の水道料に統一しようとするものでありますが、合併以来、今日に至るまで放置しておいて、急に大幅な値上げを行うことには納得がいかない。段階を踏んで値上げを行うというのであれば、合併以来、4年を経過しているのだから、これまでにそれなりの措置を講じておくべきではなかったか。

また、このところ、国保税の大幅な値上げや水道料金の次には下水道料金の従量制の導入による公共料金の大幅な値上げが行われ、住民の暮らしを直撃することとなっています。公共料金の統一を図るということは、高い方にあわせるという意味ではないはずです。田舎で生活するということは、何かにつけ経費がかさみます。直面している水道料金一つをとってみても、京都市や大阪市などの大都市と比べれば、べらぼうに高いことはよく理解されているものと思えます。

私は、元来、公共料金は極力低額に抑え、憲法が保障する最低限の生活をだれもが等しく守られるように行政が行う第一の仕事であると思っています。料金収入がきちんと満たされていなければ水道事業は破綻し、維持ができなくなるという人もいますが、水道事業は、今や人々の暮らしになくてはならないものであり、この事業が継続できないようでは行政の存

在そのものをみずからが否定するものであると言わざるを得ません。

私の真意は安易に公共料金の引き上げをするべきではないというのでありますが、今回、和知地域出身の議員から修正動議が提案され、3カ年をかけて統一をということですので、私一人が反対を声高に主張していても思いは達成できないと思い、この修正動議に賛成し、原案に対しての討論を行い、議員の皆さんの賛同を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 8番、横山君。

○8番（横山 勲君） ただいま上程されております議案第88号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正をいたします条例に対する修正案について、賛成の立場から討論をいたします。

合併後、4年近くを経過をしようといたしております今日、その間、旧町間で差異がありました行政施策につきましては、合併前のさまざまな調整や、その後の移行により住民生活が混乱いたしますこともなく、順調に推移をいたしておりますが、住民負担に伴います水道料金などにつきましては、激変を避け、合併後に調整を行うという合併協議に基づき、合併前の旧町そのままの水道料金並びにメーター使用料となっており、大きな課題であると思っております。

現行の料金体系は、丹波・瑞穂地区は口径別に基本料金を定めており、使用量に応じた超過料金がほぼ一応に設定をされておりますのに対しまして、和知地区では、口径にかかわらず基本料金を定め、使用水量に応じ段階的に超過料金が設定されており、これらを比較をいたしますときに、使用水量が少ない場合には丹波瑞穂が高額となり、使用水量が多い場合は和知地区が高額の料金体系となっております。

水道事業会計処理は、水道事業を営みますに必要な経費、費用などは経営に伴います収入をもって独立採算で水道事業を実施するのが原則であり、地方財政法でも特別会計での処理を求めています。水道事業会計の今後の財政状況は、地方債の償還金が大幅に増加し、23年から30年までは、およそ7億円の元利償還金が生じる状況であります。大幅な歳出増加に対応いたしますためには、一般会計からの元利償還金の2分の1を繰り入れいたしますことが欠かせない状況ではありますが、京丹波町の財政状況からは、極めてこれまた厳しい実態でございます。

また、昨年10月17日に京丹波町公共料金審議会答申が出され、水道事業の安定した経営のために、水道料金で賄うべき範囲を人件費を含めた維持管理費と資本費とすることが妥当と位置付け、料金体系についても、町内におきます同じ行政サービスの対価として、受益

と負担の公平性と一体性の観点から、料金体系を統合すべきであるとし、また、大口の利用者に対します超過料金についても、考慮が求められます答申が出されたところでもあります。

今回の改正の主な目的は、和知地域の料金を丹波瑞穂の料金体系に統合し、また、メーターの使用料についても統一をするものであります。また、答申で求めております水道料金の急激な増加は住民生活そのものに大きな影響を及ぼしますことから、段階的な緩和措置を、これまた求めております。

今回の条例に対します修正案は、22年4月1日より25年3月31日までの3段階の緩やかな段階的な緩和措置を設けておりますもので、附則第2項について修正を加えるものであります。

議案第88号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例に対する修正案について、賛成の立場からの討論といたします。

さらに、今後とも施設の維持管理コスト等の低減に向けた取り組みなど、さらなる維持管理費の節減に努めることを要望いたします。

○議長（岡本 勇君） これで修正案に対する討論を終結します。

引き続き原案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

6番、東君。

○6番（東 まさ子君） それでは、ただいまから議案第88号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回の給水条例の改定は、現在、丹波瑞穂の水道事業の料金表と和知簡易水道の料金表により、それぞれ水道料金を徴収していたものを丹波瑞穂の水道料金に統一するというものであります。丹波瑞穂の基本料金は10立方メートル、2,625円、和知簡易水道は8立方メートルが1,470円であるので、今回の水道料金の統一で、和知では78%の値上げが実施されることとなります。そのため1年間の経過措置を定めるというものであります。

和知の簡易水道につきましては、昭和61年に改定をされてから今日までに至っており、また、今、水道統合事業が実施されていることから、料金についての検討は必要だと考えております。そして、住民がどれだけ今水道を使用しているのかでは、8立方メートルまでが、和知では33.7%、丹波瑞穂では28.5%と平成19年度の資料ではなっています。ここに一番多くの使用料金が集中をしております。基本水量を丹波瑞穂の10立方メートルに統一することは、使っていない分まで料金を支払っていることになり、住民が節水の努力をしても水道料金に反映しないということになります。

水道の安定供給と、それから健全な事業運営について、一定の基本料金は必要であります。近隣町との比較では、基本水量の5立方メートル、あるいはまた8立方メートルとしているところ、10立方メートルでも料金が丹波瑞穂より低額に抑えられており、負担や節水に努力した料金が設定されると言えます。町が示している21年度から30年度までの今後の見込みでは、統一を行った場合、毎年1,500万円の黒字をつくっていくことになっております。一方、和知簡易水道単独では1,000万円の損失が生まれると試算をされております。

今、丹波瑞穂統合水道事業では144億円、和知簡易水道では約46億円をかけて事業が進んでいるところであります。また、畑川ダムの建設も進められておりますが、独立採算を基本とすると、投資した事業費分はすべて水道料金にはね返ることになります。畑川浄水場の高度処理にかかる維持管理経費につきましては、年間1,900万円見込まれております。黒字をつくる料金設定は、生活が厳しい中、するべきではないと考えます。

また、大口利用者の軽減は、対象が1社だけではありますが、企業は水道料金は費用として認められております。住民は費用として認められておりません。丹波瑞穂、そして、和知の水道料金を見直して、適正な水道料金のあり方について、もっと時間と期間をとって検討することが必要であると申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これで原案に対する討論を終結します。

以上ですべての討論を終結します。

これより、議案第88号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

まず、本案に対する、野間和幸君ほか2人から提出された修正案について採決します。

本修正案に賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、修正案は可決されました。

ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をします。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、修正案動議した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第89号 京丹波町水道事業加入分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第11、議案第89号 京丹波町水道事業加入分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより議案第89号を採決します。

議案第89号 京丹波町水道事業加入分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第90号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第12、議案第90号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

2番、坂本君。

○2番（坂本美智代君） 1点担当課長にお伺します。

29ページの教育費の中で、学童保育事業が889万8,000円上がっております。聞くところによれば、和知の学童保育の移転に伴うというようなことをお聞きしましたが、今の関電の場所をお借りしているのは何か不都合があったのかどうか、その移転の理由をお聞きしたいのと、改修工事として上がっておりますが、校舎の中にこういったものをつくるのか、それともそこから離れた部屋をつくるのか、その点お伺します。

○議長（岡本 勇君） 野間教育次長。

○教育次長（野間広和君） 移転のお話につきましては、支所長の方から回答を得たいというふうに思いますし、あと、改修の件につきましては、現校舎、以前にも申し上げたと思うん

ですけれども、現校舎の中の1階部分、分離した部分でございますけれども、そこを改修するというご理解をいただけたらというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 藤田和知支所長。

○和知支所長（藤田 真君） 現在、学童保育につきましては、関西電力の旧和知営業所の建物をお借りをさせていただいておりますが、方針によりまして、本年度で契約を終わりにすべきということで、現在お話を進めさせていただいております。

○議長（岡本 勇君） 補足説明、藤田支所長。

○和知支所長（藤田 真君） 今お借りをさせていただいております建物につきましては、現在、年間140万程度の固定資産税を免除という形で、今お借りをさせていただいておりますが、これをもとへ戻すということをお話を進めさせていただいております。

○議長（岡本 勇君） 2番、坂本君。

○2番（坂本美智代君） 先ほど、教育次長の方から、校舎は現校舎の中の1階の部分ということ、今答弁いただきましたが、学童保育の場合は、低学年とか、主に3年生までなんで、そういった場合に授業に支障というか、早く授業が終わった子供たちが、同じ校舎の中で、ちゃんと先生もおられますんで、そういった点は大丈夫かと思っておりますけど、騒いだりとか、そういった点は大丈夫なのかどうか、その点お伺します。

○議長（岡本 勇君） 野間教育次長。

○教育次長（野間広和君） 先ほど、1階と言いましたのは、府道側から見たときに1階に見えるまして、全体から見ると、また地下の部分ということで、分離をしております、学童保育を予定しておりますところは、一度玄関を出ておりますので、門を。ということで、授業には差し支えないということで、分離をしておるということでご理解ください。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東 まさ子君） 総務の常任委員会でも聞いていたわけでありまして、普通交付税が3億1,000万補正されているわけでありまして、この中に地域雇用創出推進費ということで、経済対策におけるそういう交付税措置の分が、今回含まれているわけでありまして、そもそもこうしたお金というものは、こういう不況の折のそういうのにかんがみて、国が補正で予算化したものの財源でありまして、京丹波町は対策委員会なり、また、相談室も設置をされて、この間、ずっと取り組んできておられるわけでありまして、いろいろ本当に事業所なんか厳しい中で、こうしたお金をもっといろんな生活支援でありますと、そういうものにも使っていけるのではないかと思うんですが、このお金の使い方について、どういうふうに、特に推進費につきましては、どういうふうに検討をされて、どういうところにあてがわ

れているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 交付税の考え方というのは、一定そういう算定基準で設けられておる部分もあるわけですが、先ほど申されました地域雇用創出推進費は私どもの町では1億4,100万余り措置されたのではないかと考えております。

それを今回の財政的な見地から、どういう充当をしたかということでございますけれども、交付税というのは一般財源として活用させていただくということでございますし、今回もこの予算に国の地域活性化・経済危機対策の臨時交付金、あるいは公共投資の臨時交付金の事業を合わせまして12億3,000万余りは組み込ませていただいたということでございます。その中の一般財源がどれだけ必要としたかといいますと、2億6,000万余りは一般財源を含んでの補正を追加をさせていただいたところでございます。したがって、そういった部分の活用をさせていただいておるということでご理解を賜ればと思います。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと何点かお尋ねをしておきたいと思うんですが、1点は、歳入の9ページでございます。雑入であります国庫補助返還金相当分ということで、135万5,000円あるんですが、これは具体的に返還金の相当分を雑入に入れるということなんですが、この間の経過からすると、イノシシ村の国庫補助金返還分かと思われるんですが、そういうものなのかどうかということと、この間の話の中で、組合そのものが代表者を含めて、非常に組織としてははっきりしてないという点もあったんですが、相当分の雑入としては、きちっと確保できる見通しはあるのかどうかという点、1点伺っておきたいというように思います。

それから、14ページの関係で、一つは、エルタックスの共同審査サーバー導入負担金ということ、ちょっと具体的に、共同審査ということになっておりますので、お尋ねしたいということ。

その下にあります京都地方税機構の負担金というのがあるんですが、これは具体的に体制、京丹波町として何人の職員を派遣するということになるのかどうか。具体的に予算も上がってきたということは、はっきりしとるかと思うんですが、その点について、どのような体制になっていくのか、お尋ねしておきたいと思います。

それから、34ページの教育費の公民館費というのがありまして、臨時雇用賃金というのがあるんですが、140万。公民館費の賃金ということで追加が出てきておるわけですが、具体的に、何かの事業をやるとか、特別そういう費用、賃金ということなのか、

あわせて伺っておきたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 上田副町長。

○副町長（上田 正君） ただいま9ページの国庫補助返還金の分についてのご質問でございますが、お話のとおり、イノシン村にかかります国庫補助金の返還分でございますが、これにつきましては、先般の決算特別委員会でもお話をさせていただきましたが、調定漏れの分につきましては、今回計上させていただきました。調定いたしまして、返還金を求めるというものでございまして、先般もお話させていただきましたように、徴収に向けまして、最大限の努力をさせていただきたいと存じております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 稲葉税務課長。

○税務課長（稲葉 出君） 今、エルタックス導入についてのお問い合わせですけれども、この間もちょっと申し上げておりましたんですけども、エルタックスにつきましては、所得税の電子申告サービスの、いわゆるイータックスの地方税版ということでございまして、これを活用しまして、給与支払報告書あるいは給与所得者の異動届の提出なり、法人・町民税の申告、さらには償却資産の申告等を一括で行っていくというものでございます。また、電子申告のほか、金融機関を利用した電子納税、さらには地方税にかかわります種々の申請届け出を受け付けできるというものでございます。

それから、2点目の職員の派遣ということでございます。平成21年度の経費としまして、総額で6億3,691万4,000円でございます。そのうちの519万8,000円が京丹波町の負担金ということでございまして、派遣職員数につきましては、来年の1月から186名、このうち府が100名、市町村が86名、さらにこのうちの京丹波町ほか3名ということでございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 野間教育次長。

○教育次長（野間広和君） 34ページの公民館費の賃金についてでございますが、新たな事業ということではなく、中央公民館の体制が2名体制でありましたが、4月から、人事異動によりまして1名の体制となったということで、1名体制では土・日の出勤もございまして、代休もございまして、臨時要員という形で対応しているということでご理解ください。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 引き続きお尋ねしときたいんですが、エルタックスの関係で導入をしていこうということなんですが、負担金というのは、毎年これぐらいの金額が要るとい

うことなのか、利用件数に応じて負担をするということなのか。高齢化が進む中で、インターネットを使ったり、いろんな機械を使つての扱いというのはなかなか大変な部分もあるんですが、担当課としては、どれぐらいの方が活用といいますか、見込んでおられるのか、あわせて伺っておきたいと思います。

それから、京都地方税機構への町の職員3人ということですが、具体的には、準備期間等もあるわけですが、いつから、職員が出向くといいますか、そこへ行くということになるのか、改めて伺っておきたいと思います。

それから、15ページの町長選挙費で、備品購入なんですけども、ちょっとその辺関連して、選管の事務の関係でお尋ねしておきたいんですが、先ほど、総選挙もあって、投票もあって、投票所も見直しをされたんですが、二つ、ちょっとお尋ねしたいんです。一つは、期日前の投票の件なんですけども、行きますと、立会人さんがおられるんですが、選管以外にも当然おられました。その方がシルバーの方が来られておるということで、直接、私も選管でも聞いたんですが、別にだれでもいいんだということなんですけども、普通、選挙の投票日の場合は、区長さんとか、できるだけ政治的にも中立的な立場の方というのは、我々の、大体認識やったんですが、実際、シルバーの方のところへ行きますと、明確にある候補者を応援しておる方も座っておられまして、住民の方からも、立会人としてはおかしいん違うかなという意見もあったんですが、その辺の配慮はシルバーへちゃんと委託する場合に言うべきじゃないかと思うんですが、その1点。

それから、投票所の事務なんですけども、3人座っておった。券をもらいに行くわけなんですけども、2人の方は行った人に対応したけど、1人の方は横向いて本を読んでおったと。あんなんでいいんかなと、こういう話もあったんですが、具体的に考えたら、十分2人で対応できるんじゃないか。あえて3人おる必要ないじゃないかと思うんですけれども。あえてそんなこと、投票に行った方が、私もどうやえということも言われたんですが、そういうことで、本当に役割と責任を果たしておるんかなという点も思うんですが、それは結局、3人もおつたら暇やという裏返しやないかと思うんですけれども。投票所を減らして、人をそこにようけ配置しておつたか何ものやないかと思うんですが、ちょっとその辺の見解と考え方、伺っておきたいというように思います。

それから、公民館の関係で、今、土・日の体制も含めて、臨時ということやったんですが、京丹波町にあります公民館、それぞれ公の施設として貸し出しもしておるんですが、旧町からの経過もありますが、本来、社会教育で活用する場合、どうしても今の時代の中で土・日が使いたいというのがあるんですが、同じように休館ということになっておるんですが、や

はりほかの市町村、聞いてみましても、当然、土・日はあけて、平日の、例えば水曜日とか火曜日とかを休館にするというようなことをやっておられるんですが、やはりいろんな社会教育の分野を含めて、いろんな文化活動も含めて取り組んでいく場合に、やっぱりそういうことを私は考えていくべきじゃないかと思うんですけども、その辺の考え方はどうなのかという点、お尋ねしておきたいと思います。

それから、今回、交付金の関係もあって、学校の改築・改修等の予算が計上されております。具体的に予算が計上されて、中身、どのようなものがつくられていくんやとか、どういう中身の計画というものは具体的にどこで示されるんか。本来、予算に伴って資料が出されて、大まかとしてはこういう中身なんだというのを示されるべきだと思うんですが、考えてみましたら、中学校でも2億3,000万、小学校の関係でいきますと5億を超す、体育館も含めてですけども、予算が上がっておるわけですけども、それに対する資料も何も無い、こちらも要求してへんということになるかもしれませんが、聞きますと、委員会でもそういうことの説明も余りないようでございますけども、やはりそういうことは当然提示すべきじゃないか。これ、予算が議決されたら、これに基づいて執行していくわけですから、この間の一般質問で、町長はいろんな準備委員会の中で意見を出してもうたらええんやというようなことも言われておりましたけども、それぐらい、まだ修正がきく。あくまでもこの予算というのは、そんな漠然とした予算なのかどうか、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 稲葉税務課長。

○税務課長（稲葉 出君） 地方税機構の業務の開始ですけれども、徴収業務から始めるということで、来年の1月から始められる予定と伺っております。

それから、来年の予算ですけれども、エルタックスに係る分について、幾らかというのはちょっと今のところわからないんですけども、総トータルで17億7,700万余り、そのうち本町の負担金が1,480万ということでお伺いしております。

それから、もう1点、本町のエルタックスの活用者数ということですけども、これは実際の話つかめておりません。イータックスにつきましてもつかめてないといえますか、なかなかつかむのは難しいような状況でございますけれども、本町におきましても今のところはつかめていない状況でございます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 選挙事務の関係でございますけれども、期日前の立会人、シルバーさんに、おっしゃるように委託をいたしております。私どもとしては、そういったお声を伺ったことはないわけでございますが、立会人さんが適切な業務を行っていただくようには、

今後もシルバーさんにもお願いをしてまいりたいというふうに思うところでございます。

それから、選挙事務の職員の関係でございますが、今回は再編をいたしました関係もありまして、一定、投票人数もふえた投票所もございますので、そういった意味も含めて、ある程度の職員を配置した経過もございます。ただ、投票に来られる時間帯ということもあるわけございまして、一定、朝の時期でございますとか、集中する時期には、やはり職員もそれなりに対応していかなんということもあると思っておりますけれども、おっしゃいましたように適正な事務を今後も執行できるように職員には十分周知をしてまいりたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 野間教育次長。

○教育次長（野間広和君） 先ほどの社会教育の中央公民館の件でございますが、和知のふれあいセンターにつきましては土曜日は図書をあけておりますので、土曜の使用許可はさせていただいておりますし、土曜日につきましては臨時を雇ってということも含めまして、対応はしているところでございます。ただ、日曜日等々につきましては、いろんな社会教育、社会体育の事業をこちらの方も持っております、そちらの方の対応で出ておるといことで、職員がすべて代休措置という形をとっておりますので、そんな関係で、平日の休みは非常に多くなってしまふということ、日曜日だけは閉めさせていただいておる状況でございます。ただ、必要に応じて、もし日曜日、どうしてもということでありましたら、対応している場合もございますので、その辺をご理解をいただけたらと思います。

あと、中学校の耐震の関係で、内容というお話でありましたけれども、以前も、本議会の中で、こういった形でということ図面をお示しをしながら説明をさせてもらったところがございます。

また、統合小学校の件につきましては、現在、設計の段階でございまして、皆様にお示しをするものは、現在、予算が通ってからということでもございましたのでお示しできるものはございませんが、先日の町長の中の新しいものという部分につきましてはエレベーターあるいは太陽光発電、そして、ドライトイレとかいろんな部分で現在検討をしているところでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東 まさ子君） 22ページの畜産費であります、60万円、修繕料として補正がされておりますが、これは具体的には、どこにどういう内容でされるのか。

それと、提案説明の中にも、今回、人事異動でありますとか人事院勧告による人件費の精査を行ったということありますが、特に本町の嘱託職員さんでありますとか臨時職員の方

たちが、正規職員の2対1、占めているという状況にあるんですが、町長は正規職員に応募してもらったらいんだということで、2人ですか、正規の職員になられたというようなこともお聞きしたんでありますが、長いことおっていただく方では、20年ほど嘱託でおっていただくというようなことも聞いたことがあるんですが、応募できる資格要件というのは決めておられるのかどうかということと、それから、嘱託でありますとか、臨時職員の方たちの労働条件というのは、1年に1回、そういう検討をされているのか、その点についてお聞きをしておきます。臨時交付金でありますとか、そういうお金もおりてきているという状況もありますんで、やっぱりきちんと税金も納めて、しっかりと士気を高めて働いていくということが一番基本的なことでもありますし、正規職員の問題、今、民間の方でもいろいろと問題になっているときでもありますんで、そういう基本的なことも含めてお聞きをしておきます。

○議長（岡本 勇君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 22ページの畜産業費、修繕料についてでございますが、北部・南部の堆肥センターにつきまして、施設の設置者といたしまして、対応すべき設備とか機械の緊急的な修繕費として計上をお願いしておるものでございます。緊急的に対応したいということで、今回、それを想定して計上をお願いいたしております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 嘱託職員の雇用の関係でございますけれども、私どもは例規集にも記載をさせていただいておりますけれども、京丹波町の嘱託職員取扱要領というのを定めておりまして、それに基づいて雇用をさせていただいたということでございますし、基本的には1年ごとの更新という整理でございます。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東 まさ子君） 臨時職員さんであれば6カ月、嘱託であれば1年というふうなことになっていると思うんですが、臨時職員さんにしても、本当に季節的というか、臨時というかそういうのではなくて、常勤的なそういう働き方の6カ月更新みたいになっているということもあるのではないかなと思ったりするんですが、条例に基づいてということでもありますんで、それはそれとして、更新はされているということではありますが、待遇はなかなかそれに伴った更新というのはできていないのではないかなというふうに昇給等思っておりますが、それはきちんとあわせてできているのかどうかという点をお聞きしておきます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 合併いたしましたから、嘱託職員さんには2.5カ月相当、期末手当相当額を支給をさせていただいておりますのと、それから、臨時職員さんについては、年次的ではございますが、19年4月からは通勤費を支給、20年4月から年次有給休暇を付与、それから、本年4月から賃金単価の引き上げをさせていただいております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 先ほど、京都地方税機構にいつから職員が行くんやと。事務は始まるんやということやけど、京丹波の職員のそこへ行くというのはいつからなのか改めてちょっと聞いておきたいと思います。

それから、総務課長の方で、投票所の関係なんですけど特定の候補者を応援する人はやっぱり避けるべきやないかという意味で申し上げたんで、シルバーが登録された方へ依頼されておるんで、それは町はどういう方やわからんかもしれんけども、よくそういうことがわかる人はやっぱり辞退、避けていただくということは当然だと思うので、その点、委託する側としては、そういうようにきちっと指導すべきじゃないかという点を改めて、もう一遍申し上げておきたいし、そういうようにすべきだという点も申し上げておきたいと思います。

それから、18ページの児童福祉費の関係で、嘱託職員の賃金やとか、人件費も減額になっておるんですが、聞くところによりますと募集をしたけどなかったと。採用できなかつた。募集したけども応募がなかったという話も聞いてるんですが、これはこういう今の時代で、なかなか募集してなかったというのは職場に魅力がなかったか、近くにそういう人がなかったかということもあるんですけど、やはり一定の、先ほども出てましたけども、賃金体系、一定の見直しをしたんだということもあつたわけでございますけども、やっぱりそういうことを踏まえて確保していく。嘱託職員というよりも正職員はきちっと確保していくということが基本ではないかと思うんですけども、その点、減額とかかわって、改めてお尋ねしておきたいというように思います。

それから、公民館の、日曜日は職員の関係もあつてというんですか、瑞穂地域を見ておつたらシルバーの方が管理をされておる施設もあるわけでございます。シルバーの方に聞いておつたら、いや、別に平日が休みやつたら、土曜日、日曜日でも出られますよという話もあるんですが、社会教育という公民館の拠点ということで考えれば、当然、やはり近隣町でもやられておるように、土・日を開放して、平日を休館というような、そういう方向にやっぱり取り組んでいくということが非常に大事じゃないかと思うんですけども、その点について、改めて伺っておきたいというように思います。

○議長（岡本 勇君） 稲葉税務課長。

○税務課長（稲葉 出君） 地方税機構への職員の派遣ということでございますけれども、これにつきましても現段階では来年の1月からということで伺っております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 立会人さんの関係でございますけれども、公職選挙法でいいますと、投票管理者は、当然選挙運動はできないと規定がなされておるわけでございますが、立会人さんについては、そういった規定はないところでございまして、もちろん投票事務の立会人さんされておるときにそういうことをやられるというのはそれは論外でございますけれども、かつ立会人さんについては特定の政党に所属されていてもそれは当然立会人として選任できるということになっております。シルバーさんにそういうことを前提にお願いするというのは、なかなか私どもとしてはしにくい面もあろうかなと思っております。ただ、投票の立会人さんとして、当然やっていただく業務は厳正にそれのみを当然やっていただくということでお願いを申し上げたいというふうに思っております。

それから、嘱託職員、臨時職員等の関係でございますけれども、一方では、人件費の抑制ということが言われておるわけございまして、私どもも正規の職員は定員適正化計画に基づいて削減等を含めながら、人件費の抑制に努めてきておるところでございます。

あわせて、臨時職員さん、あるいは嘱託職員さんの正規雇用化といういわば相反する部分があるわけございまして、もちろん例年必要なところには採用試験を行って競争試験に基づく人材の確保ということも必要なわけございまして、私どもといたしましてはそういう採用をやっぴり今後も継続して続けていくべきであろうというふうに考えております。

○議長（岡本 勇君） 野間教育次長。

○教育次長（野間広和君） 公民館の土・日の開放ということでございますけれども、先ほどから申し上げますように、必要であるという部分につきましては、開放させていただいておりますし、特に瑞穂の関係につきましては、シルバーさんという形ではございませんが、個別にお願いをさせていただいておりますので、もし土・日の開放ということがありましたら、あけていることもありますということでご理解をいただけたらと思います。

○議長（岡本 勇君） 9番、西山君。

○9番（西山和樹君） 一つ伺っておきたいんですが、9ページのさっき上田副町長から答弁があった分なんですけれども、国庫補助金の返還金の相当分ということでございますが、これについて極めて不明瞭といいますか、我々納得できない部分が実はある。これはこの間

も話が出ておったんですが、平成17年度に、一応は終結している問題であるべきものが、なぜ3年半もたって、今ごろにこれが改めて上程されるのか、その間、どういう状態になっておったのかということに対して明確な答弁もしくは謝罪があるんなら謝罪も含めて、きちっとしていただかないと、一般町民といいますか特に瑞穂の人たちはこれに対する疑義というのはかなり深いものがありまして、私にも何度かこれに対する明確な答弁を要求してくれという人もございまして、私はいまだに引きずっておった。これで吹っ切れたと思ってたのが改めて今出てくると。じゃあ、しかも、これが監査委員さんからの指摘によって出されたとなれば、かなり問題があるんじゃないかというふうに私は思うんですけども、その部分について明確な答弁を改めて求めておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 上田副町長。

○副町長（上田 正君） この問題につきましては、旧町の時点で返還につきまして予算化をし、用途廃止をするという方針で予算化も議決をいただいたところでございます。その後、議決に基づきまして、返還手続を進めていたところでございますが、先般も申し上げましたように、合併後において再度有効利用を図りたいという事業主体からの申し入れがありましてそうした手続を進めてまいったというところでございます。

本来、17年度の時点で返還の精算をいたしましたので、当然、その時点で調定をし返還を求めていくという手続をすべきであったところでございますが、事務手続上、その町手続が漏れておったというような状況でございます。この点につきましては、この不備につきまして心からおわびを申し上げるところでございますが、しかし、返還手続なり、また、返還の要求につきましては、合併以後におきましても関係者と協議をしながら請求を続けてきたところでございます。しかし、その後の関係者の病氣療養等の関係もございまして、取りまとめを行うべき人材もないというような状況の中で、請求をいたしますものの、これがそうした返還につながらなかったというところでございます。

しかし、事實は、やはり継承して事業を展開をされておりますので、そうした点、やはり返還は当然存続されているものというふうに解しております。先般申し上げましたように、この件につきまして、弁護士の見解等も伺ってきたところでございますが、なかなか返還手続は難しいけれども、やはり一定の措置を講ずることによって可能性がないわけでもございませぬので、したがって、困難ではありますが法的手段等も含めましてどういう方向で返還請求を求めていくかにつきましては、今後、十分調整を図りながら進めていきたいとこのように思っております。これまでの事務手続の不備につきましてはおわびを申し上げますとともに、今回改めまして予算計上させていただいてそして正規の手続を経て返還請

求に努めてまいりたいこのように思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（岡本 勇君） 9番、西山君。

○9番（西山和樹君） 今、私が納得できる答弁ではなかったというふうに、私自身は考えます。というのは、今さっき返還請求、返還請求という言葉がありましたし、それから、また事業が承継されているというふうに話は聞きましたが、これはただ単に、イノシシ村という現実の団体にない団体ですね、組合という名前になっておりましたけれども、そのところに対して求償という言葉が当然出てくるべきであるし、また、求償といいますのは町が代位弁済をしたわけですから、結果として。代位弁済的な国庫補助金をこちらで弁済したということであれば、当然、それに対する求償手続になると思うんですが、それが組合員さんになさるのは当然のことであると私は思います。ただ、業務が承継されているという言葉は理解できない。なぜならば、猪が牛にかわって承継されたということでは決してない。経営者もかわっておりますし、だから、事実上の承継はないということです。それが承継だと言われるんならば、現在、イノシシ村の経営してた人が、そのまま事業変更したという物事の考え方に帰着せざるを得ないというふうに私は考えます。

いずれにしても、ただ、それから求償してたとは言いながらどこが管轄してたのか、その当時は産業振興課がやっていたのが、今の産振課にはほとんどそれは事務としての承継はされてないし、瑞穂に残ってたというふうな話も聞かせていただいたんですが、不明瞭きわまりない事案だというふうに私は考えますが、そのあたりに対する答弁をお願いします。

○議長（岡本 勇君） 上田副町長。

○副町長（上田 正君） 先ほども申し上げましたように、まず、イノシシ村の事業については用途廃止、いわゆる廃棄処分をするという手続でもって京都府の方の許可をいただいて手続を進めていたところでございます。これは合併前の手続です。

その後、平成18年1月ごろだと思うんですが、その当時にこの跡を使いたいというような申し出があると。事業主体としては、これを売却をしてそれを違う用途に使いたいというこの申し出があったところございまして、その申し出に基づきまして、京丹波町として京都府にそういう用途を変更する申請を提出いたしました。そして、京都府の用途変更してもよろしいよという許可を受けて、これを事業主体が第三者に売却をされたというようなことになっております。あくまでも、京丹波町としましては、そもそも事業につきましては、実施主体でありますイノシシ村組合に、京都府また国の補助を受けまして、町の補助金を加算をして、補助金を交付してきたということございまして、あくまでも考え方としましては、事業主体に補助というような形になっております。したがって、京都府は、当然、京丹

波町にその返還の義務が生じるということで、京丹波町に返還請求がされたところでございまして、町としましては、その返還請求に基づきまして17年度の予算でもって返還をしたということになっております。

なお、町としましては、当然、町が受け入れた分につきましては、補助金返還をいたしましたので、当然、その年度に請求をし、終了すべきところでございまして、そういう手続を進めてきたところでございますが、実質未納になったということでございます。したがって、当然、その年度もでござりますが18年度以降につきましてもしっかりと調定をして未収金として計上すべきところがあったということでございますので、その点につきましては事務手続の遺漏というようなことでまことに遺憾に思いますし、申しわけなく思っているところでございますのでお詫びを申し上げます。

その後、合併をいたしまして以降の話でございまして、担当課は産業振興課になっているところでございますが、やはりそれらの経過が合併当初でございまして手続的にもわかりにくい点もありましたので、産業振興課なりまた支所の両方で対応してきたというようなことでございまして、その後、経過をするとともに担当は支所の方で主体となって進めているというような状況でございました。

しかし、やはり請求は町といたしましては、あくまでもイノシシ村組合にあるという立場をもちまして関係の皆さん方にお集まりをいただいたり、また、直接請求書も持参をして請求をしてきたというのが実態でございます。それが現在まで収納するに至っていないのが現状でございますので、今後におきましても今回の予算計上によりまして、正規に返還請求を求めていきたいとこのように思っておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 時間が押しておりますので、質問、答弁を簡潔要領よくお願いします。

8番、横山君。

○8番（横山 勲君） 私もちょうと幾つかについて、お尋ねというよりもむしろお願いをしていきたい要望をしていきたいというふうに思います。

まず1点目は、ページ数で、12ページの公有財産の購入費でございますが、私たちの町としていわゆる塩漬け土地といいますか、大変な大きな町の負債を持っておるところでございます。今回、これらについて一部買い戻しをいただくということで、一歩でも財政再建に向けて取り組みを進められておりますことについて、感謝を申し上げるわけでございます。さらにせんだっての南丹地域の土地開発公社の総会資料をいただいて、全協の方で報告いただいたわけでございますが、ぜひひとつ具体的に、京丹波町の現在の状況について、後日でもよろしいですから資料で提出をいただきますよう要望をいたしておきます。

それから、そのことについてお尋ねするわけですが、20年8月31日現在の簿価で、これら購入されます土地が5,809万1,000円ということで記載がされておったように記憶を实はいたしております。そういうことの中で予算書を見ますと、5,980万、約170万ほどの差異があるわけですが、近隣にしますと少し高過ぎるなという思いをいたします。そんなふうなことで、もう少し内容についてお尋ねいたしますとあわせてここで買い戻しをいたします土地について具体的な使途と申しますか、用途と申しますか、そういうものがもしも決まっておればご報告をいただきたいというふうに思います。

それから、もう1点、14ページ、先ほどからも出ておりました京都地方税機構の負担金の関係でございます。当然、私も決算審査の中で、これら地方税機構がこれから担ってくれるであろう収入未済額等の解消について、大いに今期待をいたしておるところでございます。当初、これらの計画のときに出されました資料を見ておられますと、総事業費が5億6,450万円という話を実はメモをいたしております。というよりも、資料をいただきました。それが、今お聞きしますと、6億8,000万ぐらいに膨らんでおるといような感じを持ったわけでございます。あわせて、我が京丹波町につきましても、当時の負担金が448万1,000円余りであると聞かされておるわけですが、その辺、ただいまお聞きいたしました内容とあわせて、私が間違いであればいいし、最終的にこういうことになったのか、お尋ねをいたします。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 土地開発公社の関係でございますけれども、決算の資料でお配りをさせていただいた普通会計の決算分析の一番最後のページに、一応、公社の借入金の残高表、17年度から21年度見込みを資料としては添付をさせていただいておるところでございます。そこで見ていただいたらと思うんですけれども、道路整備促進事業というものは、20年度末で5,896万673円が残高になっておるところでございます。現時点では1.775%の借入利率でございます。それを10月末を買い戻しを前提に今回計算をいたしまして予算計上をさせていただいたところでございます。

なお、今後の使途の関係でございますけれども、基本的には、旧町、丹波町の平成15年のときの予算で債務負担をお願いをして、そのときの理由は小学校等の公共施設を含めての交通安全対策として、この道路整備を促進をしていくという趣旨でございました。したがって、今後についてもそういった趣旨で私どもとしては要望を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 稲葉税務課長。

○税務課長（稲葉 出君） 前の議会のときにも、たしか説明をさせていただいたと思うんですけども、今回増えております主な理由といたしましては、1点は、地方税事務所の改修費が含まれていなかったという点がございましたのと、もう1点につきましては、人件費の関係で準備委員会の段階から5市町村が出向しておったわけですけども、それにつきましては、税機構が設立するまでは、市町村振興協会で負担をしているということで、それが発足してからは町村負担になるといったことで、その2点が増の理由でございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（岡本 勇君） 2番、坂本君。

○2番（坂本美智代君） 議案第90号 平成21年度一般会計補正予算（第4号）について、反対の立場で討論をいたします。

今回の補正の主な事業として、国から経済危機対策として、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、公共投資臨時交付金合わせ7億6,494万円が交付をされそれに伴う事業が提案をされております。

交付金の使い道には限定はありますが、今回、提案をされております小・中学校への耐震改修事業は、本来、町としてすべき事業であり、また、保育所の建設場所は台風で浸水したこともあり10年確率で安全とは言えません。特に大切な子供たちを預かる保育所などは、100年確率の場所を再検討すべきであります。また、小学校の改修事業につきましても、私の一般質問の中で、町長は準備委員会で改修などへの意見を出してもらったらいとの答弁でありました。これではどんな根拠で事業費が予算化をされたのか、内容が精査をされていないのではないのでしょうか。

交付金の目的からしても、今、仕事がなく生活が困窮している中、住民への仕事起こしにこそ使用すべきであります。与謝野町では臨時交付金を活用して、住宅改修助成制度を創設し、実施をしております。また、全国の市町村でも住宅リフォーム改修事業の制度をつくっている自治体も多くあります。

歳入の中で、雑入として国庫補助返還金相当分として135万5,000円が上げられております。説明では、瑞穂イノシシ村事業組合からの財産処分に係る補助金返還金相当分であると説明がされました。予算原則として、法210条の中でも、1会計年度における一切

の収入及び支出はすべて、これを歳入歳出予算に編入しなければならない。少なくとも公金と言われる以上、予測し得る収入及び支出は予算に計上し、住民代表の議会の議決を得た予算を通して使用されなければならないとあります。しかし、この間、何ら報告もされることがなく、20年度の決算で、収入未済として初めて報告をされました。こうしたことは行政としてあってはならないことであることも指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 15番、野間君。

○15番（野間和幸君） 一般会計補正予算に対する賛成の立場から討論を行いたいと思います。

今議員任期最後の定例会での一般会計の補正額は、15億1,060万円に及ぶ任期中最大の補正額であります。これは先ほども反対討論の中でありましたように、地域活性化・経済危機対策と地域活性化・公共投資の臨時交付金を原資として実施されるものであります。この内容につきましては、私たちの町にとりまして喫緊の課題であります瑞穂地域の保育所の建設と耐震補強が求められております同じ地域の小・中学校の改修工事、町田橋の木橋改築や、あるいは大倉谷川改修工事等の河川改良、さらに町道・農道改良を主なものとするものであります。通常予算では、自主財源を確保しながら、計画的に時間をかけ、国・府の補助金の確保を前提として取り組むことから、一度に実施することが困難な状況にあります。しかるに、さきの政権による経済対策最優先の方針により、数年度で実施されるものが1年で解決しますこと、さらに基金取り崩しを必要最小限度に抑えながら、さらに振興基金を積み立てをするなど、本町財政健全化に向けて大きく前進するものと考えております。

政権交代によりまして、補正予算の凍結あるいは停止等がささやかれる中で、そういったことが決して起こることなく、市町村がスクラムを組みながら、速やかに事業実施がされるよう努力されることを求めて、賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これで討論を終結します。

これより、議案第90号を採決します。

議案第90号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分からといたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時30分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第13、議案第91号 平成21年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第13、議案第91号 平成21年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

12番、篠塚君。

○12番（篠塚信太郎君） 町長にお伺いをいたします。

国保税が1,673万2,000円の減額補正ということになりまして、その減額理由が基準総所得の見込みを下回ったとの説明でございましたが、3月議会でも、税率改正の審議の中で所得割などの税率算定基礎が把握できない時期に算出された税率では、この本算定で間違いなく過不足が生じると申し上げましたがそのとおりになっていました。

今回の不足分の穴埋めとしまして、療養給付交付金と基金繰り入れ及び歳出で、国・府支出金等返還金の減額で対応されておりますが、保険税が歳入欠陥になった原因は、税率算定などの課税事務上の問題でありますから、保険者が1,673万2,000円全額耳をそろえて一般会計から繰り入れをすべきであると思っておりますがいかがでございますか。

そして、基金311万5,000円の繰り入れを行おうとされておりますが、基金残高は国が示す基準を大幅に割り込んでおりまして、そのような状況での基金繰り入れは妥当なのか見解をお伺いいたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 国民保険税の減額補正ということで、所得の落ち込みをどう予測できたかという部分でありますけども、現実的には、議員もご指摘のとおりしっかりその辺を抑えながら予算編成ができていますのかという部分では、こうして補正をせざるを得ないほど急激なこちらの予測をはるかに上回った状況に立ち至ったということで、言ってみれば過大過ぎるほどの税を見込み過ぎたということでありまして、この時代の流れ、背景につきましては、非常に見誤ったことにつきましてはおわびを申し上げたいというふうに思います。そうした部分をどう埋めていくかということですが、なかなか一般会計からすぐさま繰り入れをしてというのもこの国保会計の状況からしてここだけにそういう繰り入れが限定してできるのかということになりますと、これまたいろんな議論があるんじゃないか、あるいはまた

高度な判断が必要ではないかというふうに思っております、現状のところはそうはできないというふうに思っておりますのでございます。

残余の部分につきましては、担当課長から答弁をいたさせます。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 残余の部分ということでございますが、基金の残高の関係を申し上げますと、それはあくまでそれが妥当な線ということでございましてそれは2億7,500万というのが妥当な線です。ただ、実際問題といたしましては、全く基金を保有していない保険者もございしますので、ただ、それは理想と申しますか理想と実態は違うというふうに解釈をしております。

基金そもそもの原資と申しますのはやはり保険税等の積み上げでございしますので、そういった意味から申しますとこれはぎりぎりのと申しますかやむなくそうした対応をさせていただいております。

○議長（岡本 勇君） 12番、篠塚君。

○12番（篠塚信太郎君） 一般会計の繰り入れもできない基金の繰り入れも妥当であると、こういう見解でございしますが、基金の運用保管責任者であります会計管理者にお伺いをいたします。

今回の保険税減収分に対する基金繰り入れにつきまして、国保事業財政調整基金条例第5条では、基金は保険者または老人保健法に規定する拠出金の納付に要する費用、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の財源が不足する場合において、当該不足分を埋めるための財源及び保険事業に要する費用の財源に充てるときに限り処分ができるとこういうことになっております。したがって、保険税の収入不足を埋めることはできないのではないかと解されますし、この基金条例に基づきまして今回の補正ではこの条例の規定による適正な基金繰入額は幾らになるのかお伺いをいたします。

○議長（岡本 勇君） 岡本会計管理者。

○会計管理者（岡本佐登美君） 基金で支払うか国保税で支払うか、明示をしておりますので運用上のもので思っておりますので適正な執行だと思っております。

○議長（岡本 勇君） 12番、篠塚君。

○12番（篠塚信太郎君） しかし、予算書に載っております基金の繰り入れにつきましては、これは先ほど申しました財政調整基金条例に基づき、これは適正にやっていかなければならないと。なし崩しみみたいな話ではこれは基金管理も運用もできないということになりますので、今のご答弁では私ちょっと納得がいかないわけでありまして。

このままいきますと可決されたとしても、この条例をもとにいきますと基金繰り入れができないとこういうことでありますし、今回、繰り入れができる基金条例に当てはめますと、事項別予算に関する説明書の2ページに出ております保険給付費の47万5,000円、それから、3項の後期高齢者支援金の32万9,000円、それから、8款の保険事業の27万5,000円の107万9,000円だというふうに考えられます。

したがって、311万5,000円予算化されておりますが、これは執行できないというふうに解しますんで、203万6,000円が歳入欠陥になるとこういうことでございますんで、基金の執行ができない分これは一般会計より繰り入れをする方法しかないというふうに考えますが、町長はどのような処理をされるのかお伺いをいたします。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 済みません。突然のお尋ねでございましていささか混乱をしておるわけでございますが、基本的には、保険給付を目的としておりますので、国保事業そのものが。その保険給付に不足を生じておることは事実でございますので、そうした運用上、こうした基金の取り崩しというのは可能であるというふうに解釈をしております。

ただ、本来的には、おっしゃっておりますように、急激な、もともとそういう病気が蔓延したときのために置いておくものということであって、3月の当初予算のときにもご説明申し上げましたが、もともと当初の歳入に計上するような性質のものではないですよということは前提になっております。それは承知の上でやむなくそういったこれまで先ほど申し上げましたような保険税、保険料等の積立額を取り崩しながら運用してきておるとそういうことでございますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私は、和知診療所勘定のところでお尋ねしておきたいと思うんですけども。今回、施設管理費ということで人件費を減額をするということで介護の中の療養病棟という関係でそこへ移すということなんですが、説明では、看護師8人と助手が5人ということで移るということで、既に研修もされておるというふうに聞いております。診療所下が診療室で、2階が病棟ということになるんですが、いわゆる上下の、言うたら2階は2階と、診療所は診療所勤務ということで、これは異動が出たらそこにずっと勤務すると。人が緊急に足らんさかいに診療所へおるとか、介護病棟に上がるとか、こういうことはできるのか。会計上、こういうことはするけども、そういうこともあり得るのかどうかということと、それから、当然、それぞれ責任者がいるわけなんですが、婦長というのも当然必要かと思っておりますけども、これは兼務ということになるのか体制としてはどういうような形で運営さ

れていくのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） お尋ねがございました和知診療所と新たに開設いたします介護療養型老人保健施設に勤務する職員の関係でございますが、基本的には、診療所に勤務する職員は老健の方と兼務をする状況になっております。施設長も含めまして、看護師長も兼務でございますし、主として、老健部分に勤務する職員の部分を人件費の組み替えをさせていただいております。ですから、緊急時の応援体制ですとかそのあたりにつきましては実際にはやっていく予定でございます。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東 まさ子君） 私も保険税に関してお聞きをいたします。

基準総所得が確定したということで、1,700万余り保険税の減となっているわけであり、保険税を計算するときに、歳出に見合う保険税ということで計算するわけですが、収納率を余りきちきち低くしてもらおうと保険税がべらぼうに上げていくことになり、収納率を低く見積もると、保険税の税率を上げなくては行けない。徴収率を上げると、また補正しなくては行けないというようなことになって、机上の計算でされているところと、ところが大きいと思うんですが、こっだけ所得が減っているということは、今まででも200万円以下が87%ぐらいあったんですね。そういうなんがさらに厳しい実態になっていくのではないかと、いうふうに思ったりいたしますが、それはどうなのか。それから、決算のときにも言ったんですが、100万円以下の所得でありますとか、200万円以下の所得、300万円以下とか、そういうところに対する滞納がどういうところで起きているかということ、きちんとして把握して担当課ではしておっていただかなくては、これからの国保の運営上、また被保険者としても大変な負担がかかってくるということになりますので、そういう把握をきちんとしていただく。そういうのを調べるのは難しいということでお聞きはしているわけですが、他町ではそういうこともきちんとして数字が出ているということですので把握をしていただくということが大切だと思っております。

篠塚議員もおっしゃられましたように、一般会計から繰り入れをしていくという方向も考えなくてはなかなか保険税だけで、いろんな経費、医療費、療養費を見ていくということは大変な負担になるというふうに思っておりますので、そういう試算ですね、それをきちんとしていただくことと、試算というか、所得別の滞納の状況、それと今回の基準総所得が決まったということとをどのように見ておられるかについてお聞きします。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 基準総所得200万円のパーセンテージが非常に高いということで、それがさらに下がっていくのではないかとということでございますが、今回、本算定にかかりましてその辺のあたり若干分析をしておいたわけでございますが、やはりその他所得と申しまして、営業なり農業なり不動産関係の所得が非常に下がっておるという実態がございます。名目の所得での比較ということでございますので、トータルで給与所得もあり、農業所得もあるというトータルの数字ではございませんけれども、各所得名目でいきますと、やはりその他所得の下げ幅が一番大きい。それから、さらに給与所得で申し上げますと、専従者給与の低下が著しいということになっておりますので、ご指摘いただいておりますように、昨今の不況というものが、やはり反映してきているのかなというふうには承知をしておるところでございます。

それから、滞納者の所得段階別の把握につきましては決算特別委員会でもご質問いただいたところでございますが、なかなかこれにつきましては、算定といいますかそういったソフトといいますか集約する手法が非常に難しいということでございますので、非常に困難かなというふうにも思っております。決算委員会でも申しましたように、法定減免のあたりだけを見ますと低所得イコール滞納ではないというふうなことでございますし、さらには、これ非常におこがましい話でございますけれども、やはり基本は保険でございますので受益者負担というのが原則でございますし、やはりまずは納税というものを前提として考えていただきたいというふうに私は思っております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第91号 京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の反対討論を行います。

京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の和知診療所勘定では、和知診療所の一般病床を廃止し、一般病床を介護療養型老人保健施設へ移行するに伴い、10月以降の職員の体制変更に伴う減額補正となっております。看護師8名と看護助手5名の人件費が主な内容となっております。条例改正でも申し上げましたが、一般病床の廃止は安心して暮らしたい、これは高齢者や住民の願いと大きく違うこと。それに伴う補正予算として反対す

るものであります。

また、今議論にもなっておりました国保税の1,758万4,000円の減額補正は、加入者の生活実態を本当にあらわしていると考えます。減免などの基準を作成して、対応すべき点も指摘しておきたいと思います。

あわせて議案第92号の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、老人保健施設サービス勘定についても反対することを申し上げておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） これで討論を終結いたします。

これより議案第91号を採決します。

議案第91号 平成21年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第92号 平成21年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第14、議案第92号 平成21年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより議案第92号を採決します。

議案第92号 平成21年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第93号 平成21年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第15、議案第93号 平成21年度京丹波町水道事業特別会計

補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより議案第93号を採決します。

議案第93号 平成21年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第94号 平成21年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第16、議案第94号 平成21年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより議案第94号を採決します。

議案第94号 平成21年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

《日程第17、議案第95号 平成21年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第17、議案第95号 平成21年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより議案第95号を採決します。

議案第95号 平成21年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算(第2号)、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

《日程第18、議案第95号 平成21年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第2号)》

○議長(岡本 勇君) 日程第18、議案第96号 平成21年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより議案第96号を採決します。

議案第96号 平成21年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第2号)、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

《日程第19、議案第97号 平成21年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長(岡本 勇君) 日程第19、議案第97号 平成21年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより議案第97号を採決します。

議案第97号 平成21年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

《日程第20、議案第98号 平成21年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第1号)》

○議長(岡本 勇君) 日程第20、議案第98号 平成21年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 4ページの収益的支出の中の給与費の事務員給というところで、38万8,000円の追加があるんですが、聞くところによりますと、電子カルテの移行のために事務職員をふやすという説明やったと聞いたんですが、移行するというのであれば、移行時だけということなのか、当然、電子カルテという関係で専門職ということで、ずっとそういう担当者がいるということなのか。いわゆる導入の目的というのは、当然早く、また保存という問題もあろうと思うんですけども、かかわる人の軽減をするということのも一つでないかと思うんですけども、一定期間そういう移行のための人員ということなのか、当然、人としてはそういう専門職が必要ということなのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長(岡本 勇君) 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長(下伊豆かおり君) 今年度、事務職員の増員の分に関しましては、質美診療所の分も新たに病院事業に組み入れまして、従来、地域医療課が担当しておりました質美診療所に係ります管理等につきましても現在は病院の職員の中で対応しております。

あわせて、今年度につきましても電子カルテの導入に係ります事務量もふえております。また、効率化の面で申しますと、電子カルテ導入によっては窓口の医事事務、今、委託をしておりますけれども、そちらの部分での今後は軽減が図れるものと考えております。

○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第98号を採決します。

議案第98号 平成21年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第1号)、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

《日程第21、認定第1号 平成20年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について～
日程第37、認定第17号 平成20年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業決算の認定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第21、認定第1号 平成20年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第37、認定第17号 平成20年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業決算の認定についてを一括議題といたします。

17件について、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、山内武夫君。

○決算特別委員会委員長(山内武夫君) それでは、決算特別委員会の委員会報告をさせていただきます。

去る9月3日の本会議におきまして、決算特別委員会に付託されました平成20年度京丹波町の一般会計・特別会計・瑞穂病院事業決算認定について、委員長報告をいたします。

決算特別委員会は9月14・15の両日にわたりまして開催をいたしました。一般会計、国民健康保険事業特別会計につきましては分割、その他会計等につきましては、歳入歳出一括して審議、採決をいたしました。

それぞれ審議内容につきましては、順を追ってご報告申し上げるのが本意でございますが、議長、議会選出の監査委員を除く全議員で特別委員会が設置をされ、また議事録も作成をされておりますので省略をさせていただきます。

審査の結果につきましては9月15日に議長あてに提出をしております。お手元に配付の委員会審査報告書のとおりであります。

それでは、委員会の審査報告書を朗読をして、委員長報告にかえさせていただきたいというふうに思います。

平成21年9月15日

京丹波町議会議長 岡本 勇様

決算特別委員会委員長 山内武夫

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

認定第 1号	平成20年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第 2号	平成20年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第 3号	平成20年度京丹波町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第 4号	平成20年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第 5号	平成20年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第 6号	平成20年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第 7号	平成20年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第 8号	平成20年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第 9号	平成20年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第10号	平成20年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第11号	平成20年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第12号	平成20年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認	

	定について	原案認定
認定第13号	平成20年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第14号	平成20年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第15号	平成20年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第16号	平成20年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第17号	平成20年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業決算の認定について	原案認定

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

認定第1号 平成20年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

6番、東君。

○6番（東 まさ子君） それでは、認定第1号 平成20年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

自民・公明政権による小泉構造改革のもとで、格差と貧困が拡大し、国民生活が大変深刻な状況となりました。そして、昨年9月以降のアメリカ発の急速な景気の悪化で、労働者の大リストラも横行いたしました。そのもとで住民の暮らしを守る地方自治体が、中小業者や住民の皆さんに対し、きめ細かく相談援助を行うことが求められております。

今回の平成20年度一般会計予算は、歳入総額101億6,157万177円、歳出総額99億2,626万5,929円、実質収支6,293万248円の黒字となりました。

それでは、歳出について意見を述べます。

合併して3年目の決算であります。合併した場合は、特例として、償還額の7割が地方交付税で措置される有利な合併特例債を借りることができると合併の目玉とされてきたところでありますが、地域振興のための基金積み立てには限度額15億3,900万円に対し、4

億 9, 360 万円を執行しておりますが、建設事業については計画しておりました限度額 50 億 5, 400 万円に対し 1 億 4, 970 万円の執行に終わっております。

また、人件費につきまして、定員適正化計画で住民サービスやまちづくりの財源を確保するために人件費の抑制を図る必要があるとして、平成 22 年 4 月 1 日までに職員数を 288 人にするとしております。その減少によるサービス低下を防ぐために、臨時職員を配置をしております。専門職を中心に、92 人の嘱託、臨時という形で職についていただいているところであります。職員採用に応募という形をとっているということではありますが、労働条件の改善を図り、さらに士気を高めて頑張ってもらっていただく、そのことが大事であると思っております。

また、京都地方税機構への整備が進められてきました。生活費に食い込む徴収強化とならないように求めるものであります。そして、国の経済対策としての地域活性化臨時交付金の活用につきましては、耐震改修事業や道路建設、保育所、施設整備など必要な事業ではありますが、後年度に予定した事業を前倒ししたものが多く財源対策になっていることを指摘しておきます。

構造改革と世界的な不況の中で、中小企業・業者は大変な困難を抱えています。とりわけ建設業では、公共事業の縮小や受注競争の激化で深刻であります。住宅改修助成制度は、国の地域活性化・経済危機対策交付金について、内閣府が交付金の活用事例集の中でも推奨事例として紹介をしております。経済効果が大きい住宅改修助成制度を経済対策として予算化をすることが求められております。

また、下山、蒲生野の堆肥センターは 17 年 6 月から稼働しておりますが、現在に至るまで計画頭数に満たないのかかわらず、機能が発揮できていない、十分な牛ふん処理ができてない、そういう状況があります。20 年度も 500 万円の改修予算を組んでおりましたが、執行できていない状況となっております。

また、都市公園は植栽中心の公園であり、維持管理が大変であります。公園の利用内容の見直しも必要ではないかと思えます。

最後に、畑川ダム建設、これは人口がふえる根拠がなくなり、今度は事業所が 4, 340 トンの要望があるからと変更をされましたが、不確定な水需要に合意ができません。

以上、認定に同意できない理由であります。

○議長（岡本 勇君） 4 番、畠中君。

○4 番（畠中 勉君） 認定第 1 号 平成 20 年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

歳入総額101億6,157万円の主な歳入は地方交付税の48億8,847万円、48.1%、国・府支出金の11億5,323万円、町税17億6,779万円、町債9億4,070万円と自主財源は26.5%にとどまり、厳しい財政状況にあり将来負担を考えるとやむを得ない予算執行だと判断します。

歳出額の主なものは、積立金に2億5,536万円、主な内訳として財政調整基金積立金に5,339万円、減額基金積立金に9,945万円、振興基金積立金に1億76万円、民生費では障害者の自立支援事業に1億8,931万円を初め、福祉事業費を中心に12億7,708万円、農林水産業費では、農業の担い手不足や深刻な問題となっている現状から国・府の補助金を有効に活用され、中でも中山間地域直接支払交付金に1億1,357万円、産地づくり支援事業に2,362万円、全体で6億1,778万円が執行されています。

さらに、商工費は、国の特別交付金の活用など、総額9,366万円が執行されており、土木費では道路新設改良工事に3億57万円、道路修繕28路線に1,088万円など、総額11億5,479万円で地域の強い要望にこたえるとともに将来にわたって備える予算執行であります。

少子・高齢化が進む本町にあって、子育て支援などに3億2,000万円が執行され、過疎地域のまちづくりの予算執行になっています。しかしながら、今後の財政運営には大きな課題があります。経常収支比率は年々改善されているというものの89.7%と悪く、実質公債費比率は20.3%となっており、自主財源が26.5%と硬直した財政構造となっております。

収入未済額が3億2,216万円と多額にあり、税の公平性からも町の財政運営からも大きな問題であります。各種税負担金、使用料、手数料等徴収に一層の努力が必要であります。町民の皆さんの理解を得るため、わかりやすく説明し、町民と行政が共通認識を持つことが何より大切と考えます。

行財政改革を求めて3町が合併して以来4年、スケールメリットもなく、地方交付税は減額が続いており、町財政は厳しい状態が続いていますが、新しいまちづくりが一日も早く完成し、町の行財政改革が進むことを期待して賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 提案されております認定第1号 平成20年度京丹波町一般会計歳入歳出決算に、反対の立場から討論を行います。

平成20年度は、京丹波町として出発して3年目、新しいまちづくりの方向を示す予算執行ができたのか、また、合併に向けた新町まちづくり計画などに示された住民の願いに取り

組んでいけているのかが大きく問われる年でもありました。

新町まちづくり計画の中に集約された住民アンケートでは、将来的に望ましい町の姿は保健・福祉・医療サービスが充実した健康で安心して暮らせるまちを望んでいる人が70.7%と大多数の町民が願うまちづくりの方向が示されています。京丹波町として、新しいまちづくりの方向は、健康で安心して暮らせる町にしてほしいと、はっきり示されているのです。こうした願いにこたえるまちづくりが取り組まれたきたのかが問われる年でもあったと考えます。

平成20年度の一般会計決算の歳出総額は99億2,626万5,929円でしたが、松原町政が、多くの町民が願う健康で安心して暮らせるまちづくりにこたえたのか。また、京丹波町として、まちづくりのどこに力を入れたのかを示す決算でもありました。

平成20年度の施政方針では、安定感のある町政運営や総合計画に基づくスケジュールをつくることとあわせて、各事業に評価と検証を繰り返し費用対効果を見きわめて事業を進めていくこと、また、まちづくりの中心に人を位置づけ、まちづくりへの参加と知恵を結集し、力を合わせて躍動する町を築いていくことなどを示されました。

町民の暮らしや営業は追い詰められています。構造改革による格差と貧困が一層進み、基幹産業である農業は農産物価格の低迷や有害鳥獣被害などで生産意欲を失うなど、高齢化とあわせて待ったなしの状況です。また、商店や建築業など中小零細業者は廃業や事業の縮小などせっぱ詰まった状況です。本当に実態をつかんでくれているのか、これが声なき声の思いです。

今、町民が町政に求めているのは、困ったとき、どうにもならないとき、知恵や力を貸してほしい、できることを少しでも取り組んでほしい、これが町民の願いです。今、住宅改修や、また耐震助成制度、小規模工事契約希望登録制度など、こういった仕事起こしを含めて取り組むことが強く求められています。町政がこうした願いにどうこたえるのか、町政に求められているのです。仕事お越しに、住宅改修や耐震助成、住宅リフォーム助成制度などの創設、小規模工事契約希望登録制度など取り組むべきで、強く求めておきます。

平成20年度は、畑川ダムの推進を初め、都市公園や森林管理道路など、旧町からの継続事業と、公約して推進したケーブルテレビ事業の推進でした。もちろん学校耐震改修や子育て、医療助成など、住民要求が実施されたことは認めるものでありますが、町長が政治生命をかけるとして採用した参与は、設置目的を企業誘致、土地活用、特産物、観光による地域活性化に実践していただける人と説明をされましたが、成果として強調されるのが、京都府の自然公園敷地から見学するカエルアートで、何千人来たと言われますが、月35万円、年

間420万円の給与を払って考えてもらわなくても十分できる内容です。町民にはお金がないと言いながら、こんな手前勝手な税金の使い方に町民は納得できると考えておられるのですか。説明責任があります。監査報告でも地域活性化のための即戦力としての人材投与は、実りのうかがえない1年となりましたと指摘せざるを得ないのです。条例が提案されたときにも、町の潜在能力を引き出すための民間人を採用する施策は、町政の主人公である町民を横に置いた考え方であること、職員と町民が知恵と力を出し合い、専門家の知恵もかりながら取り組むことが協働のまちづくりでもあるし、外部の人を中心にしたまちづくりは長続きしない。非常勤でまちづくりに協力した人が多くあることなどを指摘しましたが、そのとおりの結果になっています。町長の政治責任が問われていることを強く指摘するものです。

また、議会としても検証が求められます。従前施策の畑川ダム事業は、丹波・瑞穂の開発団地で、人口が6,000人増加する見込みのもとに計画されたもので、計画そのものが破綻しているのです。事業費の負担と水質処理費を合わせて25億円の費用負担、さらには維持費の負担などを考えると、将来、必ず大きな負担として町民に転嫁されることは明白であり、丹波・瑞穂地域にある事業所が水の増量を求めている根拠も非常にあいまいで、会社の都合で大きく変わることは、今全国で起きている企業誘致に頼ったまちづくりが破綻していることから、町民を主役にしたまちづくりが基本であることの大切さを再認識すべきです。必要なのは、水需要の再検討やダムの規模の見直しなど、あらゆる角度から、中止を含めて再検討すべきことを強く求めるものです。

また、都市公園や森林管理、道路事業など、大型公共事業の見直しも不十分です。これらの事業は、管理運営に伴う負担や課題も出てきております。また、指定管理をした食彩の工房は、設置目的に沿って運営されたのか、民間丸投げであったということがはっきりしております。小学校の統廃合、病院運営の見直し、和知診療所の一般病床の廃止、介護療養型施設への移行などは、町政懇談会で説明したとの一方的な進め方で強行されました。また、ケーブルテレビ事業についても、関係住民への説明会も実施しない。自分の公約として一方的に進めてきました。

特に、平成19年3月に出された医療審議会の答申には、地域医療等のあり方については、3項目で11行しか記載されていません。地域医療について、具体的な方向が示されていないことは明らかです。住民代表である議会に説明してきた、議決を得ているとの説明をされますが、町政は町民に支えられて成り立つものであり、一人一人の町政への信頼がなくてはまちづくりは進みません。審議会方式などの行政運営は、住民合意を最優先にしないやり方、住民参加のまちづくりとは大きくかけ離れていることを厳しく指摘するものです。

また、協働のまちづくりの推進をまちづくりの中心に掲げられましたが、協働の名による押しつけは一時的な行政の効率化にはなるかもしれないが、地域住民にとっては負担感ばかりが残り、結果として、地域全体の幸福につながらない。協働という名の強要や同意となつては元も子もない。協働のまちづくりを実践する前に、住民と行政の関係をいま一度点検してほしいとの指摘もあります。これは住民と行政との関係が信頼し合える関係になるのか。住民と行政の信頼関係を何よりも大事にし、信頼関係をつくり上げることに全力を尽くすことだと考えます。

町政は町民に支えられて成り立つものであり、町民一人一人の町政への信頼がなくては、まちづくりの推進は望めませんと、永平寺町の松本町長は述べられていますが、この姿勢が求められていると思います。高齢化が32%と、高齢化が進む京丹波町では、親切な対応をすること、住民の話をよく聞き激励すること、そして、町民が安心して暮らせるまちづくりを進めることが一体感のあるまちづくりだと考えます。町政の主役は町民であり、町民の目線で町政を進めることが求められているのです。

安井地区に持ち込まれた鳥インフルエンザ跡地への廃プラスチック処理工場の誘致は、町長の政治姿勢を示す大きな事件でしたが、水面下で進めるやり方は、住民無視の旧態依然とした行政運営であることを厳しく指摘するものです。

国政では、構造改革路線を進めてきた自・公政権にノーの審判が下りました。京丹波町でも保健・福祉・医療などを大事にする福祉中心のまちづくりへの転換が強く求められています。私たちは、どこに住んでいても安心して暮らせる町、保健・福祉・医療などを大事にするまちづくりをつくるために、全力を尽くすことを申し上げて、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これで討論を終わります。

決算認定の表決は、起立により行います。

これより認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第1号 平成20年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は、認定することに決定しました。

次に、認定第2号 平成20年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

6番、東君。

○6番（東 まさ子君） それでは、認定第2号 平成20年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

20年度から老人保健医療制度が廃止となり、新たに世界に例を見ない高齢者差別医療である後期高齢者医療制度が創設をされました。この制度の創設によって、20年度からは老人医療費拠出金にかわり、後期高齢者支援金を拠出することになりました。支援金の賦課限度額が12万円を上限とすることで、これまでの医療分の賦課限度額56万円は改定され、改定後の医療分と支援金合計59万円と、3万円上がることになりました。さらに20年度は税率の改定が行われました。19年度の医療分と20年度の改定後の医療分と後期高齢者支援金の合計とを比べると、均等割額を2万500円から2万4,500円に、平等割額については1万6,500円から1万9,400円に、所得割税率を6.5%から6.7%に、資産割税率を25.5%から33.4%に、介護納付金は均等割を5,800円から6,200円に、平等割を3,300円から3,500円に、所得割は1.0%から1.2%に、資産割を5.9%から7%にするなど大幅な負担増となりました。

国保加入者は所得200万円以下の世帯が87.4%を占め、保険税の軽減世帯は47%で、高過ぎて払えない国保税となっています。今、町内でも賃金カットや退職勧奨などで町民の所得が大きく減少する中、今でさえ負担能力を超えている国保税の引き上げは、町民生活を圧迫するもので認めるわけにはいきません。

収納率の悪化が問題となっておりますが、特に年間所得が200万円以下の世帯、これが87.4%を占め、所得に占める保険税の割合が年々増え、20年度は15%となっている国保では、滞納世帯が増えるのはある意味必然とも言えます。

今後は、国保税をどのように抑えるか、引き下げるのかの議論が大切で、すべきであります。そのためにも本町は、国庫負担金を1984年当時の水準に計画的に戻すことや、府の補助金をふやすことなど、国・府に強く要望するとともに、当面は一般会計からの繰り入れを増やすことが必要と考えます。その際に、他の健保組合等の収入に対する保険税率の公平性の確保、国民皆保険制度の底辺を支える国保の役割を考慮し、ぜひ前向きに検討を求めるものであります。

さらに、本町では、保険証のわたっていない世帯が66世帯で、そのうち中学生以下の子供がいる世帯が3世帯ありました。手元に保険証がわたっていないということは、資格書発行と変わりません。未交付の方に声をかけて、現状を把握するという努力を強めていただくことが必要であります。

以上の理由から、認定には同意できません。以上です。

○議長（岡本 勇君） 9番、西山君。

○9番（西山和樹君） 私は、認定第2号の国保の会計の決算について、私の思ったとおりの賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

まず、保険税の支払いというものは、これは受益を前提としてなされるものである契約であるというふうに考えております。また、現在、我が町の国保が破綻することのないように、可能な限りの納税をすることは当然の義務である。税金が払えないから死んだという人は、私は今まで聞いたことがない。今、いろいろと納税を幾らかでも少なくするということとは我々も望むところでありますけれども、現状の国保財政を直視したときには、これはやはり自分たちとしてもやむを得ない、最大限と言えるほどの、今現在の国保税であるというふうに考えております。

現実的な対案のない反対というのは、ある意味、暴言だろうというふうに私は考えております。苦渋の選択でなされる国保料の値上げというのは、今年度、やむを得ずということで、本当に私もその立場にあります関係上、賛成をしたわけですが、自分の国保税を見てえっと思ったのは現実でございます。

ただし、それも自分のやっぱり命というものを守り、また、ほかの人の命をも守るという大事な必要からこれは当然に負担すべき、我々町民の義務だというふうに考えております。他会計でいろいろと町政の問題に関しては、それぞれに私も意見はございますが、事国保に関しましては私も自分の生身の体でございますので、人の財布が幾らか重くなるということは、これは私も含めて、やむを得ないことだというふうに私自体は考えております。

国保会計が、これから健全に運営されるように、私も最大限の努力を重ねてまいりたいと思います。そういうことを認識するとき当然にこの決算というのは認定し、可決されるべきものだというふうに私は考えて、賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これで討論を終結いたします。

これより認定第2号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定であります。

認定第2号 平成20年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成20年度京丹波町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) これをもって討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第3号 平成20年度京丹波町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成20年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

2番、坂本君。

○2番(坂本美智代君) 認定第4号 平成20年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に、反対の立場から討論いたします。

この制度は、平成20年4月から75歳を区切りに新たな保険制度に強制加入をさせ、保険料を年金から天引きし、滞納者には保険証を取り上げ資格書を発行するという、高齢者から医療を奪うものとして、共産党議員団は制度自体の設立に対し反対をしてきました。国民からの反発が強く、この間、軽減措置など一定の見直しはされてきてはいるものの、実施をされ1年が過ぎ、本町での20年度の決算が出されました。普通徴収の方で14人が滞納し、金額27万4,943円が未収となってきております。また、この制度は保険料が2年ごとに見直しをされ、医療給付費の増加と高齢者人口の比率増加による財源割引の引き上げによって、保険料が増加することは必至であります。

本町の高齢者人口の比率は19年度には17.9%で、20年度は18.7%、75歳以上の人口はふえてきており、2年ごとの見直しで保険料の引き上げが行われる可能性はあります。今度、政権交代によりまして、後期高齢者医療制度は廃止するという事をマニフェストに上げてはおりますが、こうした高齢者に大きな負担を負わせる制度は早急に廃止すべきことを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長(岡本 勇君) 12番、篠塚君。

○12番（篠塚信太郎君） ただいま上程になっております平成20年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度の実施に伴いまして、特別会計が設置され、20年度は初めての決算となりました。本会計は、保険料の賦課徴収と一般会計から保険基盤安定繰入金を受け入れ、京都府後期高齢者医療広域連合へ納付することが主たる役割でございますが、広域連合の財政基盤の安定に重要な会計であります。そのため保険料収納率が一定基準以下になりますと、広域連合への納付金の財源不足が生じまして、赤字決算になる可能性がある会計でございます。本医療制度発足初年度であることから考え、他の保険料などと同様に収納率が低下するのではないかと予測をしておりましたが、加入者の保険料納付に対する意識が高く、特別徴収は100%、普通徴収は98.5%、特別・普通徴収合計では99.76%の高い収納率となりました。その結果、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに228万9,000円の黒字決算となりました。

今後とも、本医療制度の財政基盤の安定に向けて、引き続き収納率の向上にご努力をいただくことを要望し、賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これで討論を終結します。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第4号 平成20年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成20年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

2番、坂本君。

○2番（坂本美智代君） 認定第5号 平成20年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

20年度から介護予防への大きな役割を果たしているミニデイサービス事業費を大幅に削減されました。19年度と20年度の決算で比較してみますと、事業費は19年度は1,038万1,799円、20年度は624万5,793円と400万円から減となり、そして、登録者数は19年度では146人、20年度では185人と59人ふえております。開催回

数は、19年度は237回、20年度は184回と53回減となっており、延べ利用人数では19年度は2,938人、20年度は2,317人と621人減ってきております。これを見ましても、ミニデイを必要としている方は、つまり登録人数はふえていますが、利用人数や回数が減少していることから、丹波で行っておるおいデイへの委託料の減額があるのではないのでしょうか。

この事業の大きな目的は、閉じこもりをなくし、介護を受ける方を少なくすることなど、介護予防の大きな役割を担っております。歩いていける範囲内のこの事業は、地域の皆さんとの触れ合いを楽しみにしている多くの方にとって喜ばれております。

当初予算での説明では、旧丹波・瑞穂・和知での1人当たりの格差があるということの説明でありましたが、予防対策を充実させてこそ医療費の抑制と介護を受ける人をふやさないことへの対策であり、こうした事業への助成は減らすのではなく拡充すべきであることを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 13番、吉田君。

○13番（吉田 忍君） 認定第5号 平成20年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論をいたします。

本町におきましては、ことしの9月1日現在、高齢化率が33.28%となり、町民の約3人に1人が高齢者となっています。こうした状況に対応するため、今回の決算は第3期介護保険事業計画の最終年度を賄うものとして、また、次期計画策定に向け財政安定化基金の償還を完了するなど、諸準備を整えるため計画に即して執行されたものであり、結果として約5,568万円の黒字を確保されたところであります。

歳入面では、合併前の滞納繰越分保険料を不納欠損処理されたものの、現年度徴収率は99.13%に上がり、公平な受益と負担への努力と配慮も見受けられます。今後においても、保険料滞納対策の強化をさらに求めるものであります。

反面、歳出面においては、保険給付費と車の両輪である地域支援事業は前年度に比べ3.8%増となり、介護予防事業の柱として取り組むことでなお一層の予防効果を期待するものであります。

今後につきましても健全な運営に努められ、町民みんなで支える我が町の介護保険制度の持続可能性を高めていただき、さらなる一層のご努力を期待するものであります。国においては新しい政権が誕生しました。高速道路の無料化も大切かもしれませんが、平成26年には団塊の世代と言われる人たちが高齢者となり、急激に高齢化が進みます。今でも老老介護で、逃げ場のない介護者による虐待や殺人が年々増加し、痛ましい報道をよく見聞きいたし

ます。また、介護職が生活できる報酬に改善し、安心できる介護体制を構築することなど、介護する人、される人、だれもが安心して老いを迎えられる制度として、なお一層、充実した内容となることを新政権にも期待し、介護保険事業特別会計決算認定に賛成の立場での討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これで討論を終結します。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第5号 平成20年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は4時5分からといたします。

休憩 午後 3時53分

再開 午後 4時08分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第6号 平成20年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま上程をされております認定第6号 平成20年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算に、反対の立場から討論を行います。

平成20年度の水道事業は、未給水団地への給水事業が引き続き実施され、1億2,400万円の事業費で86戸の給水が実施をされました。また、統合事業では、和知地域では総事業費の46億円のうち69.14%の進捗率、丹波瑞穂の上水道統合整備事業は、見直しで総事業費が140億円で80.74%の進捗率と報告されました。再評価報告書では、給水人口を平成18年実績より861人の増、さらに最大給水量も日量6,042トンの増加を見込んでいます。

人口は、合併時から900人も減少していますし、瑞穂地域は小学生の人数が平成23年の半数に平成30年にはなると言いながら、水道事業では人口の増加と水需要は大幅に増える見込んでいます。水を必要とする根拠が、人口が増加するから事業所が増量要望してい

るに変わってきましたが、いまだに聞いても人口が増えると答える人はありません。企業も、全国では営業不振で撤退する事例もできています。どこに根拠の基本を置くべきかは町民であることは明らかです。

また、事業費負担とダム完成後の高度処理施設事業を合わせると25億3,754万4,000円となっています。この施設は、ダム完成後、4年後、稼働して、水道事業が完成するとなっております。その年は28年となっております。さらに、ダムの維持管理費の負担も求められます。費用負担は大きな費用となります。開発団地での人口増の計画は破綻をしております。まちづくりに水確保は欠かせないと言い、水はないよりあった方がいいと言われるのであれば、どこでだれが水の増量を要望しているのか、情報の公開と科学的根拠をもって明らかにすべきです。

開発団地の人口見通しが大幅に減少したかわりに、今は事業所からの水の需要が大半となっておりますが、経済状況が変われば事業所の撤退も当然予想されます。町政の主役は町民であり、町民の暮らし第一に考えた水需要計画を基本にして考えるべきです。その上で、企業への給水を行うべきです。将来見通しもあいまいなままのダム建設は、結局は将来の大きな負担を住民が受けることは明らかであり、再検討し、中止も含めた見直しを行うべきことを指摘して、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 8番、横山君。

○8番（横山 勲君） ただいま上程されております認定第6号 平成20年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定にかかわりまして、賛成の立場から討論をいたします。

私たちの町は、丹波高原の分水嶺に位置をするという自然条件から、これまでに幾度となく生活用水や産業用として十分な水の確保ができませんで水不足に悩まされ、町の発展や振興に大きな妨げとなってまいりました。さらに生活様式の変化に伴います水需要の増大や夏場におきます降水量の減少、さらにまたゲリラ的な豪雨に悩まされ現行水源が不安定になるなど、これらの対応が喫緊の課題となり、また、現有の施設が老朽化していることから、一日も早く、命の水が心配なしに安心して使えますことが急がれておりました。

また、ことしの2月24日でごございましたか、須知地区におきまして家屋火災が発生をいたしました。その家屋火災におきまして、消防水利は道路に埋設されました消火栓が近くに設置されたのみであり、防火水槽などの他の消防水利は火災現場から離れた位置に設置されておきまして、消火栓を中心とした消火活動が行われたところでごございます。幸いにも、この須知地区につきましては、本管の水道管が200ミリと口径の大きな管が布設されており、現場では消火栓5カ所から5栓以上の放水が行われ、懸命な消火活動が行われたところでご

ございます。しかしながら、全焼家屋3棟、一部火災1棟、1名がお亡くなりになるという痛ましい火災が発生をいたしましたことは、皆さんの記憶に新しいことであるというふうに思います。幸いに冬場の時期でありましたので、水源地の水は豊かではありました。また、発生いたしましたのが深夜であり、一般家庭での水道水の使用もほとんどなかった状況でありましたので、一般家庭への影響や消火栓が水量不足に陥るといった最悪の事態は回避がされたところでございます。私は、その後、水道課に、その時点の水道水の流量を初めとして、貯水池の状況をお聞きしてまいりました。お聞きいたしましたところ、中央配水池の水位は低下をし、富田の配水池の配水水量も平常時に比べますと、平均で60立方メートル程度多く配水されているとの状況であったと確認をしてまいりました。このことが、もし夏場の渇水時期で、また各家庭が水道水を使用いたします時間帯にでもこうした火災が発生をいたしておりますならば、水圧低下に加えて、貯水池の枯渇による多くの家庭での断水もあったのではないかと考えますときに、私は背筋が寒くなり、恐ろしさを感じ得ません。

幸いに、昨年7月の京都府公共事業再評価委員会で、畑川ダムの継続につきまして認められ、24年度完成を目指し着々と準備が進められております。また、本町の統合簡易水道整備事業、いわゆる創設事業でございますが、20年度末で丹波瑞穂地域が、先ほどもありましたが80.47%、和知地域が69.14%の進捗率であると聞かされ、一日も早い創設事業の完成を待ちわびるところであります。

今後ともに、ライフラインの柱となります水道事業、京丹波町の全域が、安心して、安全に、そして、おいしい水を安心して飲むことができますよう期待をいたしておるところでございます。

あわせて、財政状況の悪化から、より一層の建設コスト、運営コストの縮減に努められますとともに、20年度末で5,400万円にも上ります収入未済の回収など効率的な財政運営により、一層の水道事業の健全化を図られますことを期待し、賛成の討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これで討論を終結します。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第6号 平成20年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成20年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) これをもって討論を終結いたします。

これより認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第7号 平成20年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第7号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成20年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) これをもって討論を終結します。

これより認定第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第8号 平成20年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第8号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第9号 平成20年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) これをもって討論を終結します。

これより認定第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第9号 平成20年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(多数 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立多数であります。

よって、認定第9号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第10号 平成20年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより認定第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第10号 平成20年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第10号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第11号 平成20年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより認定第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第11号 平成20年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第11号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第12号 平成20年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより認定第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第12号 平成20年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、認定第12号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第13号 平成20年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより認定第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第13号 平成20年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、認定第13号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第14号 平成20年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより認定第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第14号 平成20年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、認定第14号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第15号 平成20年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより認定第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第15号 平成20年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第15号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第16号 平成20年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより認定第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第16号 平成20年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第16号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第17号 平成20年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業決算の認定についての討論を行います。

○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。

○10番(山田 均君) ただいま提案されております認定第17号 平成20年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業決算に、反対の立場から討論を行います。

平成20年度の京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業は、公立病院改革ガイドラインに基づ

く見直しが最優先され療養病床を見直し、17の療養病床を8床に削減し一般病床を39病床にしました。また、窓口業務も民間企業に業務委託を行い、業務の改善の一つとして開始した月2回の土曜診療は、住民の期待や要望にこたえたものでありました。過疎地域の医療確保は自治体の責任と役割が大きく、その負担も大きいものがあります。地域医療をもっと国が責任を持つべきです。

自・公政権が進めた構造改革路線は、社会保障費を毎年2,200億円も削減し続けたため、地域医療も大きな影響を受けました。医療の分野で経営健全化と費用対効果で取り組んでいけば、業務委託や病院の民営化などと進んでいくのではないかと、住民の不安は大きいものがあります。患者は在宅中心と誘導され、家族への負担は医療費と精神的負担など、家族の健康も置き去りにされていくおそれがあり、十分な医療は金次第となり、過疎の医療機関は閉鎖や廃院への道であります。

自・公政権から民主党中心の政府が誕生しました。過疎地域で医療施設を抱える地方自治体への支援を初め、地域医療の重要性を強く国に求めること、過疎地域の医療確保は、地方自治体の役割と責任を位置づけ、国の責任と役割を求めるとともに、病院や診療所は公設民営で運営することに基本にすべきことを指摘して、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これで討論を終結します。

これより認定第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第17号 平成20年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、認定第17号は、委員長報告のとおり認定されました。

《日程第38、議案第99号 平成21年度 ため池等整備事業 天満宮大池改修工事請負契約について～日程第40、議案第101号 平成21年度町営小型バス新車購入契約について》

○議長（岡本 勇君） 日程第38、議案第99号 平成21年度 ため池等整備事業 天満宮大池改修工事請負契約についてから、日程第40、議案第101号 平成21年度町営小型バス新車購入契約についてを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、追加提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第99号 平成21年度 ため池等整備事業 天満宮大池改修工事請負契約につきましては、株式会社美建と4,431万円をもって契約を締結することについて、議決をお願いしております。

工事の概要につきましては、堤体、洪水吐、取水施設等の改修工事を行うものであります。工期は平成22年3月19日までといたしております。

議案第100号 平成21年度町営中型バス新車購入契約につきましては、契約金額1,543万5,000円をもって、議案第101号 平成21年度町営小型バス新車購入契約につきましては、契約金額876万7,500円をもって、いずれも徳岡商会株式会社と契約を締結することについて、議決をお願いするものであります。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 補足説明を担当課長から求めます。

久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） ただいま上程となりました議案第99号 平成21年度 ため池等整備事業 天満宮大池改修工事請負契約についての補足説明をさせていただきます。

天満宮大池の改修工事につきましてはため池の老朽化に伴いまして、地元の要望を受ける中で3カ年計画で実施するものでございます。平成20年度に測量設計を終え、本年度から工事に着手いたします。

今回発注しました工事につきましては、堤防の長さ51.3メートル、高さ8.11メートルの堤体本体の工事と取水施設となる樋管工事、そして、洪水吐工事が主なものでございます。すべての工事が単年度での完了とはなりません、本年度、この契約におきまして、ため池として最も重要な部分を施工するものでございます。

なお、工事概要につきましては、参考資料といたしまして、添付させていただいておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 岩崎企画情報課長。

○岩崎企画情報課長（岩崎弘一君） それでは、ただいま上程となりました議案第100号に

ついて、補足説明をさせていただきます。

このたびのバスの購入契約に係ります予算につきましては、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用させていただき、去る7月28日に開催されました臨時会において、予算計上をお願いしたものでございます。

契約に係る導入理由は、安全性の向上と、ご利用いただきやすいバス運行の確保を基本に、更新対象としております丹波バス事業所の平成12年式中型バスは車検や故障等での代替の予備車として活用し、現在の予備車でございます平成8年式中型バスは今年度に廃車することといたしまして、新しい車は丹波バス事業所に配置するものでございます。

それでは、契約の主な内容でございますが、議案のとおりでございますが、中型ワンステップバス1台の購入でございます。契約金額は1,543万5,000円、契約の相手方は京都府船井郡京丹波町新水戸二反田24番地の徳岡商会株式会社代表取締役 徳岡隆裕、契約の方法は地方自治法の規定による一般競争入札、契約期間は議会の議決を経た日から平成22年3月19日までとしております。

次に、議案第101号でございます。

契約に係る予算は、議案第100号と同様でございますが、契約に係る導入理由は、瑞穂バス事業所において、乗車定員超過が危惧される15人乗りバス1台を29人乗りまでの小型バスに更新するものでございまして、新車は瑞穂バス事業所に配置するものでございます。

なお、更新対象としました15人乗りバスは、車検が来年5月に到来するものでございまして、予備車として活用してまいります。

契約の主な内容は、小型バス1台の購入でございます。契約金額は876万7,500円、契約の相手方は徳岡商会株式会社代表取締役 徳岡隆裕、そのほか契約の方法、期間等は議案第100号と同一でございます。

なお、参考といたしまして、購入するバスの仕様等、概要書等、それぞれの議案に添付させていただいておりますので、ご確認をいただきたく存じます。

ご審議賜りまして、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより議案第99号 平成21年度 ため池等整備事業 天満宮大池改修工事請負契約についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより議案第99号を採決します。

議案第99号 平成21年度 ため池等整備事業 天満宮大池改修工事請負契約について、
原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号 平成21年度町営中型バス新車購入契約についての質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 1点、担当課長にお尋ねしておきたいんですが、この間、交付金などの活用して、バスの更新が連続してやられておるんですけども、以前にもちょっと申し上げたんですが、年次計画的に更新をしていかなければ、次の更新のときに、また一気に更新せんなんと。財政的な問題も当然出てくると。幾ら交付金があるからということじゃなしに、計画に基づいた更新を計画的にやっていくということが必要だと思うんですけども、その辺についての考え方を伺っておきたいと思います。

○議長(岡本 勇君) 岩崎企画情報課長。

○岩崎企画情報課長(岩崎弘一君) ただいまのご質問でございますけれども、確かに計画的なバスの購入というのを平成18年度に内部的に考えておりました。現在まで役目を終えて廃車したのものについては、平成3年度の部分が3台、平成7年とか平成8年、また古いものでは平成2年度、4年度もございます。そうしたものが合併後も大方でございまして、やはり現在まででは経過年数が14年から17年というような状況でございましたので、やはりその部分については、今後の運行上、安全上の確保、また維持管理の問題等々もしんしゃくする中で、計画的に導入を図ってきたということでございまして、今回で、その計画に基づくものとしては、大方達成ができたのではないかなということで、私たちは思っております。

○議長(岡本 勇君) 8番、横山君。

○8番(横山 勲君) 私も幾らかお尋ねをしたいというふうに思います。今もお話をお聞きしますと、古いものは平成2年からでございますか、というお話をお聞きしたわけでございます。考えてみますと、13台の町営バスに対して10台からの、4年間で更新をされた。それだけに旧町からの課題を皆持ってきたという感もしないでもないわけでございますが、私は19年12月議会であったというふうに思いますが、この議会の折に、町営バスの更新

事由についていろいろお尋ねをいたしました。町長は、そのときの答弁として、年式が古く走行の距離が多いことだとか、修理が頻繁となり経費がかさむことなどとか等々ご答弁をいただいたわけでございます。ただいま岩崎課長の方からそうしたお話を聞きながらある程度理解はできるわけでございますが、あわせまして、そういたしますと、残り3台が更新ができてない部分があるわけでございますが、残り3台の部分について、どのような更新の計画をお持ちなのか、そのことについてお尋ねをまずいたしたいと思います。

それから18年当時の更新をされました車両は、ほとんどが自動車会社のディーラーより直接契約更新を結ぶという契約の内容でございましたのが、20年からは入札参加者そのものが町内業者となっております。いろんなこれは思いがあるだろうというふうに思うんですが、もしも背景があればお尋ねをいたします。これらの車両につきまして、更新後は旧型車両は普通財産として処理をされ、入札でもって売却をされておるわけでございます。実態としてみますと、売却されます場合にも、ことしの2月でございましたか、3月でございましたか、1台不成立が出るなどの状況もあったというふうに思うわけでございますが、普通財産として処理をされる場合と、あるいはまた下取りということとされる場合とのそうしたことについての考え方について、まず2点目にお尋ねをしたいと思います。

それから、今も丹波の車については予備車として、さらにまた瑞穂の小型についても来年の車検まではそうした予備車というお話を聞いておるわけでございます。これらの予備車、いろいろ今まで、病院の運営に係ります問題等々を提起される中での活用問題が話には出ておったわけでございますが、そうしたことも視野に入れた予備車とされた考え方を持っておられるのか、これらの予備車の活用について、あわせてお尋ねいたします。

○議長（岡本 勇君） 岩崎企画情報課長。

○岩崎企画情報課長（岩崎弘一君） あと、残り3台程度の更新の計画はということでございますが、現在のところ、確かに更新ということで、11年度、12年度当時の部分が型式としてあるわけでございますが、年式も一つの更新の判断という部分としては考えておかなければいけませんけれども、実態としましては、いわゆる調子のいい、故障の少ないものもございまして、そうしたものについて、現在、そういうものは調子のいいものとしての判断が一定ございます。

したがって、現在のところについてはもう少し長くいけるのではないかというふうに思っておりますし、最近のそのほかの市町村等の公営バスの状況を見ましても、ある一定、一般的には10年とか12年が更新時期というふうに言われておる部分もあるわけでございますけれども、やはり14年とか、それ以上とかいう動きもあります。そこには年式だけでは

判断できない調子のいい車というものも存在するわけですので、そうしたものについては、未永く計上の部分で負担がないようであれば使っていきたいというふうに思っております。

それから、普通財産としての売却と、また下取りとの関係でございますけれども、下取りについては、特に現在も最終まで走っておる状況の中で、それが下取りの的にできるかという部分がございます。また、普通財産としては、ある一定役目を終えた部分として、行政財産から落とし、そして、ある一定、普通財産を広く皆さん方から買っていただける方が応募しながら、有利な売却方法の一つとして、今は採用させていただいておるという状況でございます。

それから、予備車の関係につきましては、確かに病院等の関係もございます。将来を見越してということでございますけれども、もちろんそのあたりのことについては、現状の有利な交付金等も活用しながらということ考えていかなければいけない部分だというふうに、我々は預かっている者として感じております。したがって、病院の関係とか、あるいは小学校の統合の関係、また、いつ訪れるかわからないJR路線バスへの対応というような、そういう部分も、ある一定脳裏に起きながら、事業を進めたいと思っております、予備車という考え方を一応持たせていただいております。

○議長（岡本 勇君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 昨年度から一般競争入札にしてきた背景はどうかということであったと思うんですけども、以前は、指名競争入札ということで入札をしておったと思います。工事もそうなんですけども、広く資格のある方を公告によって公募して、その中で一般競争入札として、高額なものですので、競争入札をしていくのが妥当だという判断から、昨年度から一般競争にしているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 8番、横山君。

○8番（横山 勲君） ただいまもご答弁をいただいたわけですが、私は心しておかなければならないのは、一つには、町内で競争入札されて落札されたバスが、それぞれ町内の業者があるわけですが、これらが現役として安全に使われておる実態も片一方であるわけです。特にお願いを申し上げておきたいというのは、今回、先ほどお話ありました、7月の第3回の臨時議会での議案の折に申し上げておればよかったのかもわかりませんが、経済対策の有利な交付金があるとして、私は賛同を实はしたわけですが、したわけではございますが、あるがゆえに、どういいますか、安易な考え方というふうに申し上げますと、おしかりを受けるかもわかりませんが、比較的そういう気持ちの中で更新がされたん

じやなかろうかなと、こんなふうな思いをしてかなわないわけです。

あわせて、今もご答弁の中で、12年式のもんも、どういいますか、古いけれども整備がよく行き届いて、実態としてまだまだ使用に耐えるものがあるというお話があったわけでございます。私は、やっぱりそれはそれとして、公用車を含めて、一定の更新の基準といえますか、尺度といえますか、こういうものを持つ必要があるんじゃないかというふうにも思うわけでございます。そんなふうなことを要望をして、これは質問にかえます。要望いたしておきます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第100号を採決します。

議案第100号 平成21年度町営中型バス新車購入契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第100号は、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

会議終了時刻が近づいておりますが、本日の会議時間は、議事の都合により延長いたしますが、ご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認め、よって、本日の会議を延長することがありますので、ご了承ください。

次に、案第101号 平成21年度町営小型バス新車購入契約についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより議案第101号を採決します。

議案第101号 平成21年度町営小型バス新車購入契約について、原案のとおり決する

ことに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第101号は、原案のとおり可決されました。

《日程第41、発委第2号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第41、発委第2号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

7番、小田君。

○7番（小田耕治君） それでは、発委第2号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今日までの議会運営や議員活動を評価し、求められている議会の活性化や住民の意思を行政に反映するため、議員定数等検討特別委員会が平成20年12月定例会で設置され、以降、議員定数、常任委員会等について、いろいろな角度から調査・検討を進めてきました。議員定数については、現状18人の議員定数を2名減らし、16人とすることを検討結果として結論づけ、6月定例会で議員定数を16人とする条例が制定されました。

常任委員会等については、委員会活動を活性化させ、役割を十分果たすための運営方法を検討の中心に置き、複数所属制の採用、常任委員会の数、各委員会の定数について、調査・検討を進めてきました。委員会への複数所属については、地方自治法の改正により、複数所属が可能になったこと、多様な意見が反映され委員会活動の活性化が図られること、意見を述べる機会がふえるとともに行政とのかかわりが広がり情報授受の機会がふえることなどを理由に、複数所属制を採用する。

常任委員会の数については、2常任委員会では、所管範囲が広範囲となることや、所管内容の二等分が困難であることから現状どおり3常任委員会とする。常任委員会の定数については、委員会としての役割を十分果たすためには、7人程度が適当である。議会運営は、本会議中心主義を採用すべきであり、議員定数16人の過半数である8人以上にはすべきではないなどの理由により、定数は7人とする。同時に、議会運営委員会の定数についても、常任委員会同様7人とする。

以上の内容を議員定数等検討特別委員会での検討結果として結論づけしましたので、委員会での検討結果を踏まえ、委員会条例の改正を提案するものであります。

それでは、新旧対照表により、改正内容を説明します。新旧対照表をごらんいただきたいというふうに思います。

第2条、常任委員会の名称、委員の定数及び所管については、各常任委員会の定数を6人から7人に改正するもので、第2項については、所属できる常任委員を2個までに限定するものです。

第5条の議会運営委員会の改正については、第2条の常任委員会の改正と同じく、定数を6人から7人にするものです。

第13条、委員長、副委員長及び委員の辞任については、今までは、地方自治法の規定により常任委員は辞任できないことになっていましたが、自治法の改正により複数の常任委員になれることから、二つの常任委員になった場合には一つの常任委員を辞任することが可能になるため、辞任に関する条項を改正するものであります。

以上、簡単ですが、発委第2号の提案理由の説明とします。

ご賛同いただきますよう、お願いします。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 1点、提出者にお尋ねをしておきたいと思うんですが、議論が深められてきた結果としてまとめられたものなんですが、特に複数制の問題なんですが、自治法の改正で複数所属ができるということになったわけでございますけれども、全国的にもいろいろなパターンでやられておるわけでありまして、近隣の中では初めて複数制を採用すると、こういうことになったわけでございますけれども、一応出されておる案としては定数の中で、いわゆる前期後期といいますか、2年ごとに交代するというようになっております。5人ずつが複数制に所属をすると、こういうことにしようということになっておるわけでございます。2年たった時点で、やはり再検討というか、検討もして、どうあるべきかということも検証もしながら、やっぱりこれ進めていくということが非常に大事じゃないかな。

といいますのは、委員会構成や委員長、もちろん議長も含めてですけれども、選挙することによって、かわる場合もあるわけですから、固定してへんわけですから、複数所属という問題は、また引き続いて複数になる方もあるかもしれませんし、できない方もあると、その辺のこともケース・バイ・ケースで起こってくるというふうに思いますので、その辺のことも十分検証しながら、繰り返しそういうあり方をよりよい方向に持っていくということが、目的も委員会活動をもっと充実せよという、そういうこともあるわけでございますから、その

辺のこと、定数の問題も含めてですけども、そういうことをしながら取り組んでいくということも、片方では大事かと思うので、その辺について決まったら、これだということだけではなしに、決まって、これを得ながら、また改善も前へ進めていくという、そういう方向も大事だと思うので、その辺についての見解を伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 7番、小田君。

○7番（小田耕治君） 複数制の採用につきましては、自治法の改正により現在でも複数所属で委員となれることになっておるわけでございますけども、今回、特別委員会の中で検討しました中身につきましては、やはり各議員の委員会所属については公平性を保っていくということも一つの重要なポイントだというようなことも上げられておりました。

したがいまして、それぞれ複数所属にする場合には、どのようにして公平性を保ちながら所属をしていったらいいんかということで、さまざまなパターンについて検討したわけでございます。先ほど、山田議員の方からもお話がありましたように、5名の方は複数所属とならないというようなパターンが、基本的なパターンであろうというような形で、シミュレーションもしております。したがいまして、5名の方についてはできれば公平性の観点から、次の2年間で交代する構成の中で、複数所属になるというようなことも必要なんではないかということでございますけれども。しかしながら、今回、常任委員会についての改正でございますけども、全体的な議会の活性化から考えますとほかにもたくさんの検討しなければならぬ項目もございます。今回、改正した複数所属の中身についても、さらに活性化のためにはどうすればいいかというふうな中身についても検討しながら深めていかなければならないというふうなことを思っております。したがいまして、今回、検討した中身につきましては、検討結果という形で、記録として事務局の方に保管しまして、次の委員会構成の中で、議会活性化についての特別委員会等を設置しながら、さらに議会の活性化を進めていくべきだろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発委第2号を採決いたします。

発委第2号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり

り決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

《日程第42、発委第3号 食料・農業・農村政策に関する意見書》

○議長(岡本 勇君) 日程第42、発委第3号 食料・農業・農村政策に関する意見書を議題といたします。

本件について説明を求めます。

4番、畠中議員。

○4番(畠中 勉君) 産業建設常任委員会に付託されていましたが、政府に計画どおり備蓄米の買い上げを行うよう、意見書の提出を求める請願書につきましては、9月8日の産業建設常任委員会で議論を深め、趣旨採択となりました。

平成11年7月に成立しました食料・農業・農村基本法は、食料の安定供給、農業の持続的発展と農村の振興を図り、農業・農村の持つ多面的機能の発揮を可能にする条件整備に取り組もうとしています。

成立して10年目を迎え、基本計画を見直すことになっておることから、発委第3号として意見書を関係大臣に提出したく、皆様の賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。読み上げまして、提案にかえさせていただきます。

発委第3号

平成21年9月25日

京丹波町議会議長 岡本 勇様

提出者 産業建設常任委員会委員長 畠中 勉

食料・農業・農村政策に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣

めくっていただきまして、

食料・農業・農村政策に関する意見書

気象変動や地球温暖化、穀物需給の逼迫、輸入食品への不安など、農と食をめぐる環境が

世界的規模で大きく変化する中、国内生産を基本とした食料安全保障の確立は、重要な課題となっている。

また、現行農政のままでは、米の過剰生産は解消されることはなく、農業者の不公平感と限界感は募る一方であり、これまで生産調整に取り組んできた者が納得できる農業政策の確立を食料・農業・農村基本計画の見直しに合わせ求めるものである。

このような課題を踏まえ、安全な国産農産物を国民に安定的に供給することは国の責任である。

我々の住む地域の農業や集落機能を維持し、将来ともに農業者が自信と誇りをもって農業に勤しみ、次世代に手渡していける政策の構築について取り組まれるよう強く要望する。

記

- (1) 食料・農業・農村基本計画の見直しに合わせ国は、食料自給率の向上、農産物価格の安定、農業の多面的機能の維持、ならびに農村集落機能の持続などを実現できるよう見直すこと。
- (2) 米政策改革推進対策としての集荷円滑化対策は、加入率の地域間格差からの不公平感や計画生産の実効性など大きな課題があることから、抜本的に見直しを行うこと。
- (3) 農地・水・環境保全向上対策としては、様々な分野に影響を及ぼす「農業がもつ多面的機能」が発揮できるよう、農林水産省のみならず、関係省庁を横断した政策として、十分財源を確保すること。
- (4) 中山間地域等直接支払い交付金制度について、中山間地域は、国土面積の7割程度、耕地面積、農業生産額のそれぞれ4割程度を占めるなど、重要な位置を占めている。しかしながら、農産物の生産に不利な条件にあり、平成22年度以降においても、現行の交付金制度を堅持・維持すること。
- (5) 政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、適正な備蓄水準を維持するとともに、米価の安定を図り、農業者に再生産の意欲が湧くような施策を進めること。

また、日本の農業に大きな影響を与える日米F T A交渉は行わないこと。

- (6) 有害鳥獣被害が激増しており、生産意欲の減退をきたし、荒廃農地増加の大きな要因となっていることなどから、財源確保を図り、有害鳥獣防止被害の抜本的な解決策を講ずることと併せて、地方自治体に対して直接指導、援助を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月25日

京都府京丹波町議会議長 岡本 勇

○議長（岡本 勇君） 以上の説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより発委第3号を採決いたします。

発委第3号 食料・農業・農村政策に関する意見書、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、発委第3号は、原案のとおり可決されました。

《日程第43、請願第2号 政府に計画どおり備蓄米の買い上げを行うよう意見書の提出を求める請願書》

○議長（岡本 勇君） 日程第43、請願第2号 政府に計画どおり備蓄米の買い上げを行うよう意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

付託委員会における審査の経過と結果について、産業建設常任委員長に報告を求めます。

畠中委員長。

○産業建設常任委員長（畠中 勉君） 請願審査報告書を朗読して、報告とさせていただきます。

平成21年9月25日

京丹波町議会議長 岡本 勇様

産業建設常任委員会委員長 畠中 勉

請願審査報告書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号 第2号

付託年月日 平成21年9月3日

件名 政府に計画どおりの備蓄米の買い上げを行うよう意見書の提出を求める請願書

審査の結果 趣旨採択でございます。

以上。

○議長（岡本 勇君） 以上、報告のとおりであります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより請願第2号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は趣旨採択です。

この請願は委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、請願第2号は、委員長報告のとおり趣旨採択することに決定いたしました。

《日程第44、特別委員会報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第44、特別委員会報告を議題といたします。

交通網対策特別委員会、ダム関連特別委員会、議会広報特別委員会、議員定数等検討特別委員会から報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、交通網対策特別委員会、ダム関連特別委員会、議会広報特別委員会、議員定数等検討特別委員会の報告を受けることに決定しました。

交通網対策特別委員会委員長の発言を許可します。

西山交通網対策特別委員会委員長。

○交通網対策特別委員会委員長（西山和樹君） それでは、交通網対策特別委員会の調査報告を行います。

皆様方のお手元に配付しておりますとおりの内容でございますので、内容についてはご熟読ください。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 次に、ダム関連特別委員会委員長の発言を許可します。

吉田ダム関連特別委員会委員長。

○ダム関連特別委員会委員長（吉田 忍君） それでは、ダム関連特別委員会の調査報告ということでお手元に配付しております資料でございますけれども、先般、委員会を開催いたしました、一通り調査報告内容について検討をしていただきました。

まず、少し読み上げて報告とさせていただきます。

平成17年12月10日、ダム関連特別委員会が設置された2年後に委員の構成替えが行われ、新たな委員により継続して、ダム関連事業について調査・研究をまいりました。その審査経過、状況報告と今後の課題について、下記のとおり報告いたします。

1点目は、委員会構成でございます。2点目は、ダム関連特別委員会の審査経過でございます。3点目は、状況報告と今後の課題でございます。

簡単に読み上げて、委員会報告とさせていただきます。

由良川上流に位置する丹波・瑞穂両町のまちづくりに欠かすことのできない生活用水を確保するため、平成4年に事業採択を受けて、畑川ダム建設事業が京都府を事業主体として着手されたが、用地買収に際して一部地権者との交渉が難航したことなどから、本事業が長期化し今日まで既に17年が経過したところでございます。この間、平成17年10月11日に丹波町、瑞穂町、和知町が合併し京丹波町が誕生いたしました。当時、合併協議会においてもダム建設について早期の完成と良好な水質保全及び周辺整備計画の具体化に向け積極的な活動を継続していくべきであると確認されたこともあり、合併後、新たに畑川ダム関連特別委員会が設置され、以後、委員会構成替えを経て今日に至っております。また、平成19年10月に策定された京丹波町総合計画においても、由良川水系高屋川総合開発事業として進めている畑川ダムの早期完成を促進するとともに、豊富で安心した水の供給を目指し、水資源の確保が位置づけられたところでもあります。平成20年7月に開催された京都府公共事業再評価審査委員会に京都府対応方針案継続が諮問され、当委員会委員も多数傍聴する中、多くの意見が出され慎重に審議がなされ、最終的に事業の継続は妥当であると判断されたところでございます。

今後、24年完成に向け急速に事業が動き出すこととなりました。畑川ダム建設事業は全体の事業費77億円のうち、平成20年度末で37億3,400万円を費やし、進捗率は48.5%となっております。また、用地買収は全体用地面積29.44ヘクタールのうち、20年度までの実績が29.39ヘクタール。進捗率は99.8%でほぼ完了いたしました。トンネル水路につきましては、平成21年度7月28日に貫通し、今後、覆土、コンクリート工事等が予定されております。また、ダム本体工事の予定価格は30億6,600万円余

りで24年度までの工事が1度に発注される予定であり、そのうち21年度の事業費は2億6,000万円となっております。なお、工期については平成25年3月10日までとされており、いよいよ工事も本格化することとなり、今後順調に事業が進んでいくものと思われ
ます。

当特別委員会は前委員の後を受け継ぎ、約2年間ダム事業及び関連事業について調査研究を重ねてきたが、今後も引き続きダム事業における進捗状況等の追跡調査や課題でもある良質な水質、環境保全及び周辺整備計画の具体化に向けての議論も含め、積極的な活動を継続していく必要があることを提言し、委員会報告とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 次にもまだ委員会報告をいただくわけですが、できるだけ短くしたら御幣ありますけど、要点だけよろしく願いいたします。

次に、議会広報特別委員会委員長の発言を許可します。

東議会広報特別委員長。

○議会広報特別委員長（東まさ子君） それでは議会広報特別委員会の報告をいたします。配付しておりますとおりの活動を行ってまいりました。一つには議会だよりの編集及び発行ということで、第10号から18号作成中になりますが発行をいたしております。それから議会ホームページの開設及び更新を行ってきました。また、議会広報研修といたしまして、研修会に3回参加をいたしました。また、視察研修を2回行ってまいりました。

また、今後の引き継ぎ事項といたしまして、議会だよりにつきましては翌月発行を基本としておりますが、来るべき12月定例会後におきましては年末年始が関係をしておりますので、新年のあいさつ及び議会構成、それから定例会での特記事項につきましては、臨時号を平成22年1月に発行いただき、翌年の2月に定例会号を発行するように希望をいたします。

以上であります。

○議長（岡本 勇君） 次に、議員定数等検討特別委員会委員長の発言を許可します。

小田議員定数等検討特別委員会委員長。

○議員定数等検討特別委員会委員長（小田耕治君） それでは議員定数等検討特別委員会の調査報告をさせていただきます。報告内容につきましては既に議決された内容等もございますので、2ページ目の3番の項目だけにつきまして、（3）の項目について報告をさせていただきます。残された課題であります議員報酬、政務調査費、議会運営、会派、議会と執行部、議会の活性化などにつきましては残り任期も非常に少ないことなどから当委員会としては結論づけはしないこととし、調査検討した内容等の記録は今後の議会運営や活性化の取り組みの参考となるよう、議会事務局に保管することといたします。

今後は、時期の議会構成の中で議会運営に係る特別委員会等を設置して、議会活動の活性化について検討されるよう提言するものであります。議会活動が一層活発になり、町民の期待に応えられる議会になることを願い、議員定数等検討特別委員会としての調査結果の報告といたします。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 以上で報告を終わります。

《日程第45、閉会中の継続調査について》

○議長（岡本 勇君） 日程第45、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規程により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成21年第3回京丹波町議会定例会はこれをもって閉会といたします。

閉会 午後 5時20分